

衆議院 法務委員会 議 録 第 十 二 号

平成十五年五月十三日(火曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

委員長 山本 有二君

理事 佐藤 剛男君 理事 塩崎 恭久君

理事 園田 博之君 理事 吉田 幸弘君

理事 河村たかし君 理事 山花 郁夫君

理事 漆原 良夫君 理事 石原健太郎君

理事 小此木八郎君 理事 太田 誠一君

左藤 章君 理事 下村 博文君

中川 昭一君 理事 中野 清君

中本 太衛君 理事 菱田 嘉明君

平沢 勝榮君 理事 保利 耕輔君

星野 行男君 理事 保岡 興治君

吉川 貴盛君 理事 吉野 正芳君

井上 和雄君 理事 鎌田さゆり君

中村 哲治君 理事 水島 広子君

山内 功君 理事 上田 勇君

山田 正彦君 理事 木島日出夫君

藤木 洋子君 理事 保坂 展人君

德田 虎雄君 理事 山村 健君

法務大臣 森山 眞弓君

法務副大臣 増田 敏男君

法務大臣政務官 中野 清君

最高裁判所事務総局人事局長 山崎 敏充君

政府参考人 (司法制度改革推進本部事務局長) 山崎 潮君

政府参考人 (法務省大臣官房長) 大林 宏君

政府参考人 (法務省刑事局長) 樋渡 利秋君

政府参考人 (法務省入国管理局長) 増田 暢也君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 齋木 昭隆君

政府参考人 (国土交通省海事局長) 徳留 健二君

法務委員会専門員 横田 猛雄君

委員の異動 五月十三日

辞任 小西 理君

補欠選任 中本 太衛君

後藤田正純君 菱田 嘉明君

笹川 堯君 小此木八郎君

日野 市朗君 井上 和雄君

不破 哲三君 藤木 洋子君

同日 補欠選任 笹川 堯君

辞任 小此木八郎君 中本 太衛君

菱田 嘉明君 後藤田正純君

井上 和雄君 日野 市朗君

藤木 洋子君 不破 哲三君

五月十三日 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

仲裁法案(内閣提出第一〇〇号)

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正

する法律案(内閣提出第九九号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として司法制度改革推進本部事務局局長山崎潮君、警察庁刑事局長栗本英雄君、法務省大臣官房長大林宏君、外務省大臣官房参事官齋木昭隆君及び国土交通省海事局長徳留健二君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山本委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局山崎人事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村哲治君。

○中村(哲)委員 民主党・無所属クラブの中村哲治でございます。

本日、刑法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。もし時間が少し余りましたら難民調査官の資質について順次質問をさせていただきますと考えております。

さて、この刑法の一部を改正する法律案ですが、この法律案というもののポイントは、今まで我が国の刑法が適用されてこなかった事例、つまり日本人が海外で被害者となったときに、殺人等の重大な犯罪については日本の刑法を適用しようという点が今回の法案の改正のポイントであります。

最初に、考え方の整理をするために、刑法についての基本的な部分を確認いたします。

刑法一条一項の定めるところ、我が国日本の刑法では、日本で発生した犯罪に対しては日本の刑法を適用するという、いわゆる属地主義を採用しています。これは、世界的にもほとんどの国が採用しており、それは領土主権に基づく考え方だと理解してよろしいでしょうか。

○増田副大臣 中村委員さんの御質疑にお答えを申し上げます。

まず、御指摘のとおりであります。属地主義は、国家主権の及ぶ領域内で犯された犯罪につきましては、その国は主権に基づきまして刑罰権を行使し、それによって法秩序の維持を図るという考えに基づいております。また、一般的に、犯罪地国では証拠の収集が容易であるという利点があることなどから、属地主義は多くの国で基本原則として採用されているものと承知をいたしております。

○中村(哲)委員 ありがとうございます。

さらに、我が国の刑法では、刑法三条において、日本人が海外において幾つかの比較的重い犯罪を犯した場合についても日本の刑法を適用すると規定しております。これは積極的属人主義と呼ばれるものです。

今回の改正案というものは、比較的重い犯罪の被害者に日本人がなった場合に、その犯罪者に対して我が国の刑法を適用できるといういわゆる消

極的属人主義を採用することを提案しているわけですが、このように消極的属人主義を刑法に盛り込んでいる国というのはどういふ国があるのでしょうか。

○増田副大臣 主要諸外国のうち、ドイツ、フランス、イタリア、韓国などは、国外において自国民が一定の犯罪の被害者となった場合に、自国の刑法を適用する旨の規定を有しているもの、このように承知いたしております。

○中村(哲)委員 非常に多くの国ではないかもしれないけれども、かなりの部分の国においてそのような例があるということで、国際的に見てもこういった法律はおかしな法律ではない、そういう御趣旨だと考えさせていただきます。

さて、ここで出てきております、現行法の三条にも出てきておりますけれども、「日本国民」という言葉が出てきます。この「日本国民」という言葉の定義を確認させていただきたいと思っております。

○増田副大臣 刑法第三条の二に言う「日本国民」とは、国民の国外犯を規定する刑法第三条に言う「日本国民」と同じく、日本国籍を有する者を言ひまして、日本国籍を有するか否かは国籍法の規定によって決められております。

以上であります。

○中村(哲)委員 さて、具体的に本法案の内容について議論を、確認をさせていただきたいと思ひます。

この法案が提出されたきっかけとなったのはどういふ事件があったからなのか、そのあたりについて背景を説明していただければと考えております。

○増田副大臣 いわゆるT A J I M A号事件という事件がございました。平成十四年四月、台湾沖の公海上で、日本の海運会社が運航するパナマ船籍のタンカーに乗船していた日本人航海士がフィリピン人乗組員二名に殺害された事件であります。

たため、我が国は、裁判所轄権を有するパナマ共和国政府からの捜査共助要請を受けまして、捜査共助を行い、さらに事件から三十七日後になつて、同国からの仮拘禁請求を受けて、翌日、当該フィリピン人乗組員の身柄を拘束しました。その後、同国政府からは犯罪人引き渡し請求を受けまして、同年九月六日、同国政府に両名を引き渡ししております。これが経過でございます。

○中村(哲)委員 今御答弁の中に、T A J I M A号という船の所有者についてお聞きしたかったんですが、その中で、御答弁の中では日本の海運会社とお答えになっておりましたけれども、日本国の法人であるというふうに理解してよろしいですか。国土交通省に。

○徳留政府参考人 お答え申し上げます。

T A J I M A号の船舶所有者は、ウエルマウス・プロプリエタリイというパナマの会社でございますが、運輸の管理は、当時、共榮タンカーという日本の船会社が行っておりました。船の国籍といひますか、船籍と言っておりますが、これは、したがってパナマ共和国でございます。

以上でございます。

○中村(哲)委員 国土交通省にも少し詳しく聞かせていただきたいんですけども、つまり、この船の運輸管理者は日本の会社であった、しかし所有していたのはパナマの会社であり、船籍もパナマであった。そこで少し疑問になつてくるのは、その日本の運輸会社、運輸管理会社とそのパナマの所有者の、パナマで持っている船会社、その資本関係はどのようになっていたのでしょうか。

○徳留政府参考人 便宜置籍船のことですと御説明申し上げたいと思ひます。

いわゆる便宜置籍船という船があるわけでございますが、これは必ずしも厳密に定義されているわけではございませんが、一般的に、船舶の登録をするについて、簡便な要件等を許容する国に登録されている船舶がそのように言われているわけでございます。こういった国として、例えばパナマとかリベリアとかバハマ、キプロス、こういった国がありまして、海運の場合には、こういう国に籍を置いて、そしてそれを用船して運輸する、こういう実態が広く行われているところでございませう。

我が国の外航海運企業、御承知のとおり、外航海運サービスという非常にグローバルな市場において、諸外国の海運企業と非常に厳しい国際競争を展開しておるわけでございまして、そのためにも、その競争に打ちかかっていくために、例えば、人件費の安い途上国の船員を雇入れることができるようなそういう制度を持つて国、あるいはまた、税制面でも比較的有利な税制を持つて国、そういった国に籍を置きまして、その船を日本の海運会社が用船をして運輸する、こういうことで可能な限りコスト低減に努力をしている、こういうことでございまして、これは何も日本の海運会社だけではなくて、世界各国の海運界で今そういうふうな、広く見られる現象でございませう。

○中村(哲)委員 私が聞きしたかったのは、その説明もお聞きしたかったのでありますけれども、資本関係がどのようになっていふかということをお聞きしたかったわけでございませう。もう一度御確認をよろしく願ひいたします。

○徳留政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたパナマのウエルマウス・プロプリエタリイという会社は、日本郵船が一〇〇%出資してつくった会社でございまして、そこが船をオーニングしまして、それを用船しているということでございます。

○中村(哲)委員 増田副大臣、つまり、この便宜置籍船の問題というものは、確かに船を持つていふ会社はパナマの会社かもしれない、しかし、その船を持つていふ会社の株式は日本の運送会社を持つていて、そしてそこが運輸管理をしていふ、そういうところに問題の背景があるというふうに理解してよろしいんですね。もうこれは確認なんですけれども。

○増田副大臣 お答えを申し上げます前に、前の発言で私が、発言が違ったところが一カ所あります。

して、謹んで訂正をさせていただきます。

それは、我が国は裁判所轄権と申し上げましたが、我が国は裁判管轄権を有するということでして、訂正をさせていただきます。

それから、確認の話はそのとおりでございます。

○中村(哲)委員 便宜置籍船の話は後で時間があれば少しさせていただきたいんですけども、次に進みます。

本法案が施行されれば、海外で犯罪が起こった場合に、論理的には、同一犯罪者に対し複数の国の刑法が適用されることとなります。そのとき、実際の捜査はどのようになるのでしょうか。例えばアメリカで日本人が殺されたような場合、そういったことを念頭に置いていただければいいかと思うのですが、そういった場合にどこが捜査するのか、どの国が捜査するのかについて、優先順位等の国際的な定めが、約束があるのでしようか。

○増田副大臣 お答えを申し上げますが、本改正によりまして、国外における外国人による犯罪に我が国の刑法が適用されることとなつても、直ちに我が国が捜査、処罰を行うこととなるわけではございません。

この点につきましては、必ずしも国際的な約束等があるわけではございませんが、一般的には、犯罪地国に犯人と証拠が存することから、当該犯罪地国にまずその捜査、処罰をゆだねるのが適当な場合が多いであろう、このように考えられます。

しかし、犯人が我が国で発見されたり、関係者等が我が国に存するなど、我が国が捜査、処罰をすることが適切かつ合理的である場合もあり得ますから、このような場合には、我が国が犯人を逮捕し、あるいは犯罪人引き渡し請求等を行つて捜査を進め、当該犯人を処罰することになると思ひます。

以上です。

○中村(哲)委員 今増田副大臣がおっしゃったような基準で、どちらの国で捜査がなされるのかと

ということが決まるんだと思います。

さてそこで、増田副大臣にその点についてさらに聞きたいんですけども、その答弁をお聞きして、それでは、その基準に当てはまっているというところはどこが判断するのか。例えば、日本の捜査機関である警察庁がどのような形で、アメリカで起こった日本人が被害者となっている犯罪に対して、私たちが捜査させてほしい、そういうことを言いに行くのか、逆なケースもありますけれども、そういう具体的な手続の問題についてお聞きしたいと思えます。今増田副大臣がおっしゃったその基準に適用するための手続面についての御説明をお願いしたいと思います。

○増田副大臣 どういう事案が発生するかわかりませんが、発生した事案、発生した場所等、こういうようなことを考えまして、外交ルートを通じ、協議をしながら解決に当たっていく、こういうふうに通じたいと理解しています。

○中村(哲)委員 つまり、日本の捜査機関である警察庁なり、検察庁もあるのかもしれないけれども、日本の捜査機関が外務省を通じて当該地の外務省と交渉に当たる、そういうイメージでよろしいでしょうか。今、外交ルートでとおりしやいましたので、具体的にはそういうことでよろしいでしょうか。

○増田副大臣 スタートの基本はそうなると思えます。その後、進展の段階で直接、省がかわることも当然考えられますが、そういう理解に立っております。

○中村(哲)委員 それでは、次の質問に移ります。

政府の提案するこれらの重い犯罪が、万一、当該発生国では犯罪として規定されていなかった場合はどうなるのでしょうか。

○増田副大臣 本法案におきまして、仮に今、対象犯罪が犯罪地国で犯罪として規定されていなかった場合、このように御質問がありましたがいなかったとしても、我が国の刑法が適用される、このようになってまいります。

これらの対象犯罪は、いずれも生命、身体に侵害を生じさせ、あるいは生じさせ得るような犯罪ですので、他国においても一般的に犯罪とされているものと言えましますし、国民保護の見地からも、犯罪地国における犯罪の成否に拘束されるべきものではないと考えております。

○中村(哲)委員 増田副大臣、そうしますと、これは万一の話なんですけれども、向こうに今回定められているような重大な犯罪についての規定が刑法になかった場合、その国の捜査官としては、これは仮の話ですけれども、こんな重大な犯罪が本当に定められている国がないのかといったら、ほとんどないとは思いますが、仮にそうだったことを仮定した場合の話です。その国では、その犯罪行為については罪にならない、刑法に触れないというふうに考えられているわけですね。そうすると、万が一、日本がそういうふうなことを言っても、うちのところではそれは犯罪になっていないから犯人の引き渡しも拒みますよというふうなことが言われる可能性があると思ふんです。

そのあたりのところはどのようにお考えになっているのか。やはり、重要な犯罪しか決めていないのか。今後の捜査のあり方とも関係してくると思うんですけれども、仮にそうだった、仮定ですよ、こういったことはほとんどないと思えますけれども、そういった場合があったときに、日本はやはりその国に対して外交ルートを通じて犯人の引き渡し等を求めていくのかどうか。

そのあたり、この法案が通った後の捜査姿勢ともかかわってくると思うんですけれども、どのような形で運用されるおつもりなのでしょうか。○増田副大臣 中村委員さんがいろいろの事態を想定して御質問いただいているのは、よくわかります。

そして、一番最後におっしゃったそういうような場合にも、もちろんあらゆる外交手段を通じて、そのことを相手国に話しながら、日本の法律

によって、今度、次のこの刑法によって罰するということ前提に立つて取り組みが行われるというのが筋でありまして、そういう歩みになると思えます。

私も、今御質疑を聞きながら、世界にそういう国があつちや困るなと一瞬考えたんですが、私たちの国で凶悪犯罪の対象だというようなことは、他の国でもそうではないのかな、このように実は思っています。足らざるところはちよつと勉強してみたいと思いますが、お答えはとりあえず以上になります。

○中村(哲)委員 答弁を伺つてみて、恐らくこういうことなんじゃないかなと思ふんですけれども、だから、もし犯罪地国で犯罪になつていないケースであつたとしても、今回の法律が通れば私たちの刑法によつて犯罪者の引き渡しを求めるわけですから、逆に国際的に見てもそのことが通用できるような重大な犯罪、身体とか生命とかそういうものにかかわる犯罪にのみ今回は絞つて規定をした、そういう立法趣旨も裏にあるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○増田副大臣 大きくは六つに分けて規定をいたしました。先生の御発言の趣旨がないうふうには私は考えておりません。したがつて、恐らく世界の国に通用し、また何か事があつたときには世界世論の中でも進むだろう、こういう理解を裏はとつております。どうぞ御理解賜りたいと思ひます。

○中村(哲)委員 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。今回の法案が通つたときには、こういうケースもあり得ます。最終的に他国で裁判を受け、そしてその他国の刑に服した者に対して、さらに我が国の刑法を適用し、裁判をすることはあり得るのか。

それはもう刑法に五条で書かれておりますので、これはあるということだと思います。そのとき、五条ただし書きのところにはこのように書かれております。「ただし、犯人が既に外国におい

て言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減軽し、又は免除する。」と規定されております。ということは、他国の刑に服した者に対して、刑は二重に執行されるというふうな理解してよろしいでしょうか。

○増田副大臣 お答えしていきますが、二重ということにこだわらず、まずお聞きをいただきたいと思ひます。

犯罪地国におきまして確定裁判を受けた場合であつても、我が国において同一の行為についてさらに裁判を行つて処罰することは可能であります。ただし、同一行為につき犯罪地国で刑の執行を受けたときは、御発言がございました、我が国における刑の執行が自動的に減軽または免除されます。これは御発言のただし書きであります。

外国において確定裁判を受けた者について、我が国においてどのような場合にさらに処罰を求める起訴するかにつきましては、検察において事案の内容、被害者等の処罰感情、当該外国での処罰の内容等を考慮して、個別の事案ごとに判断することになる、このように承知をいたしております。

○中村(哲)委員 つまり、ケース・バイ・ケースで考えていくしかないということであるのだからと思ひます。

例えば、もう犯罪地国で裁判まで受けて、懲役何年というところを経験して、そして帰つてきたときに、時効は中断といひますか、時効はとまつておりますから、そこで十分刑事責任は問えるんでしようけれども、余りにも長い時間であつたり、もう十分民事的な賠償とかも済んでいる場合などに関しましては、被害者の応報感情、感情も安らいでいく、そういういろいろな要件とか状況を勘案しながら個別に対応していくという理解でよろしいわけでございますね。

それでは、次の質問に移ります。被害者が日本人である消極的風人主義の対象犯罪として新設された三条二項に挙げられている犯罪、これらの犯罪を選定した理由、先ほども少し

趣旨を述べられておりましたけれども、改めて述べていただけますでしょうか。三条二項に挙げられている犯罪、なぜこの犯罪を選定したのか、その理由をお答えください。

○森山国務大臣 この改正の趣旨でございますが国民保護という見地から、個人的な法益に対する罪に限るといふこととした上で、殺人及び傷害の罪を初めとしたしまして、人の生命や身体に侵害を生じさせる、あるいは生じさせ得るような犯罪でありまして、保護の必要性が特に強いものを選択したわけでございます。

○中村(哲)委員 人間の尊厳というところに深くかかわっている犯罪を選んだということだと理解をさせていただきます。

それでは次に、関連してなんですけれども、本法案ではいわゆる重たい犯罪を対象としておりますけれども、我が国には死刑が存在しております。死刑制度を廃止した欧米各国は、そういったときに犯罪者の引き渡しに応じない可能性があると思うのですが、その点についていかがお考えでしょうか。

○森山国務大臣 確かに、我が国が外国に引き渡しを請求いたしましたも、条約がない限り、引き渡すか否かは、相手国が国際令状に基づいて、その引き渡しに係る法制度等に基づいて判断するわけでございます。

したがって、我が国といたしましては、相手国を説得することに努めることは当然でございますが、相手国が引き渡しに応じないということもあり得ると思います。その場合においては、当該犯罪が起きた国などにおいて適切な処罰が行われるように、我が国として働きかけをしていくということになるかと思えます。

○中村(哲)委員 質問通告ではそこまで詰めた話としてはなかったんですけれども、適切な要請と申しますか、そういうものをしていくという御趣旨だったんですけれども、我が国には死刑がありますよね。それを理由にして、やはり我が国、日本に渡すのは困るというふうに犯罪地国である先

進国で言われた場合に、こういった理屈で返してもらうというのか、引き渡してももらうのかということとは非常に難しいのかなというのを御答弁を聞きながら考えていたんですけれども、どのような形で、またどのような理由で引き渡していただくというふうな法務省としては当事者である相手国に伝えるつもりでしょうか。

○森山国務大臣 この法律が成立いたしましたときには、この法律の考え方をよく説明いたしました。また、日本の国ではこういう法律制度があり、処罰の体系もあるということを詳しく説明いたしまして、その日本の立場、日本の考え方をよく理解してもらう、努力を重ねるほかならないと思います。

○中村(哲)委員 死刑制度については、哲学的な考え方の違いというものがあると思うんですね、死刑制度を廃止している国とそうでない国と。そうであった場合に、我が国の刑法が、死刑制度があつて、殺人罪というのは死刑が適用されるので、この法案というものは、人に対して直接向けられた犯罪行為であつて、生命、身体に大きな損害を与えている犯罪については日本の刑法が適用されるようになったんですよ、そういった趣旨を伝えたとしても、死刑というものの考え方が全く違う中で、その死刑制度があるからという理由で引き渡しを拒まれた場合に、果たして、引き渡してくださいと言えぬのかなというのは、根本的な疑問としてあるわけですよ。そして、その説明は今されていなかったと思うんですね。

ここは本当にあり得るな、可能性としては高いなと思うんですね……(発言する者あり)スウェーデンから過去にあったという話もありますけれども、そのあたりについて、死刑制度を、今後日本でこれを存置しておくのかということも絡んでくるんでしょうけれども、説得するのは非常に難しいと思うんですが、その点については具体的な、実質的な理由をいかに伝えていくのか、そこについて何かお知恵を持っていらっしゃるかどうか。

○森山国務大臣 日本の場合も、死刑というものが存在はしておりますけれども、殺人がすべて死刑ではないわけでございまして、むしろ非常に例外的な、凶悪なものに限られると言つてもいいかと思ひます。そういうわけで、日本でも死刑というものについては非常に慎重に検討し、最終的にだれもがああそうかと考えるようなものに限られるという実態を説明し、かつ、日本の場合は、日本国としては、今のところ、国民世論等から見ても死刑を存続せざるを得ないという事情であるということも説明するほかならないと思ひますが、最終的に、スウェーデンその他の国でありましたように、どうしても引き渡せないということもあり得るかも知れません。その場合はやむを得ないかと思ひます。

○中村(哲)委員 相手が拒まれたら仕方ないという話なんですけれども、結局、だから、日本に死刑制度があるから、それを理由にして拒まれるということとはあり得るし、説得しても、向こうがそういう死刑制度を理由にしていたら、引き渡すことというのはなかなかできないと思うんですね、哲学的に。それは最終的にはもうやむを得ないという話を今おっしゃった。ということなので、今後この法案ができた上で、さらに、日本で本当に引き連れて邦人保護をしたいのであれば、死刑制度の存置、これからも死刑制度を続けていくのかということの議論にもこういった観点を加味していかないとけないのではないかと、そのように考えました。

さて、次の質問に移ります。
この法案が成立すればこういったこともあるんじゃないかというふうな想像を膨らませました。北朝鮮のいわゆる拉致事件が今マスコミでも取り上げられております。日本で起こった拉致事件についてはもちろん日本の刑法が適用されるんですけれども、欧州で起こったような拉致事件については、今までの日本の刑法では適用はない。罪刑法定主義で不遡及ですから、今回の法律が成立したとしても今までの欧州で起きた拉致事件には適

用されることはありませんけれども、今後同様の事件が仮に起こった場合には、我が国としても積極的に対応できるようにするといふふうに考えてよろしいですか。

○森山国務大臣 この法律案は、日本国外において日本国民が犯罪の被害に遭う機会があつて、殺人等の重大な犯罪の被害に遭うことも少なくないといふことから、国民保護の見地から、日本国民が殺人等の生命、身体に対する一定の重大な犯罪の被害を受けた場合に我が国の刑法の適用を認めることとするという趣旨でございます。今後、北朝鮮による拉致事件と同様の事件が発生した場合についてということでお話ししていただきますけれども、確かに、この法律の趣旨から申しまして、日本国民が海外で外国人による拉致被害に遭った場合には、事案に応じて我が国の刑法が適用されることとなるわけでございます。

しかし、いづれにいたしましても、刑事事件として取り上げるものがあれば、検察においても、警察等の関係機関と協議の上で、法と証拠に基づいて適切に対処するものと考えております。

○中村(哲)委員 つまり、邦人保護の選択肢があるというこの理解でよろしいですね。

国際化になってきて、日本人がどんどん海外へ行つていて、誘拐とかもされることもあつてきた。しかし、今までだったら何とかしていただいと外交ルートを通じて言うだけだったけれども、この法案が通れば、我が国の刑法に抵触する行為ですから、犯人の引き渡しも含めて、私たちは私たちの国として捜査させていただきたいということとで、強くその犯罪地国に訴えることができる、要請することができ、このように理解してよろしいですね。

○森山国務大臣 そのとおりでございます。

○中村(哲)委員 では、国土交通省に、便宜置籍船の問題について、少し確認のお話をさせていただきたいと思ひます。
いただいた資料によりますと、日本籍船とバナー船のの違いについて、一枚紙の表をいただい

おります。これは一つのケースなんだと思うんですけれども、船価が九十億円の場合、初年度でかかるお金が日本の場合には二千三百万円、パナマの場合は三百万円、十三年間という耐用年数で考えた場合、全体で見ても、日本の船というのは七千八百万円、パナマの場合は二千百万円、その差五千七百万円の負担が違う。

しかし、きのう国土交通省ともお話をさせていただいて意外に思ったのは、これぐらいの違いだったら、逆に日本の方の負担をもっと下げてもいいんじゃないかなと。

お話を聞くと、日本の会社が持っている船というか、それは子会社を使って持っている船と言っている船の中で、日本の船籍の船というのは数%というふうに聞いておりますので、もしこの便宜置籍船をなくすような、そういう法制度にしても、トータルとしての収入は、もしそれで数%が一〇〇%に近くなれば、負担は大体四分の一程度ですから、今のパーセンテージの四倍ぐらいになれば、まあ素人考えですけれども、財政的にも問題は無いので、なぜその国際標準に合わせるような形というか、便宜置籍船が国際標準なのかというのとはまた議論があると思うんですけれども、そのあたりのところは国土交通省としてはどのようにお考えになるんでしょうか。

○徳留政府参考人 お答え申し上げます。
今先生、税金の比較の方をお話しいただいたわけですが、税金につきましては、一つの試算として、十三年間で約六千万円ぐらいの差ですというところでございますが、他方で、先ほど私、便宜置籍船の、なぜ便宜置籍船がされるかということの理由の中で一つ申し上げましたのは、船員の問題、船員コストの問題がございまして、船員コストを考えた場合には、例えば、ある試算でございしますが、日本人の船長とか船員を日本籍船の場合には最低乗せなきゃいけないということがございします。パナマ籍船であれば、それはすべて外国人でも構わないということがございます。これ

で、人件費ベースで考えますと、総人件費で大体五、六千万円の差が出てくるということでございます。船は耐用年数十四、五年ありますので、その間考えますと、もった大きな差が出てくるというふうなこともございまして、現状では、そういう便宜置籍船を選んでいくというのが船会社の実態ではないかと思っております。

税金につきましてもいろいろ私も努力をしておるところでございますが、実態はそういうことであるということでございます。御理解いただきたいと思っております。

○中村(哲)委員 お話を伺っていてもよくわからないのが、税金については確かにそうなんだけれども、船長の国籍とかを考えると、やはり日本人の給料は高いから差が出てくるんですという、まとめとそういうお話なんです。

だったら、なぜ日本の船籍の船において船長が外国人でもいいように制度を変えないのか、国際競争というのであれば、そういうふうにしてもいいんじゃないかという疑問が生じてくると思うんですけれども、そこはもうステータスの問題として、日本籍の船はやはり日本人じゃないとだめなんだ、それはもう国是なんだというお考えならば、それはそれでわかるんですけれども、その確認をさせていただきたいと思っております。

○徳留政府参考人 お答え申し上げます。
日本人の乗組員の数につきましては、随時いろいろ見直しをしましてまいってきておりますが、ただ、最終的に、やはり日本の海運といいますが、日本の物資はほとんど船で運ばれて、貿易として運ばれておるわけでございます。日本海運だけではございせんが、しかし、大宗は日本の海運が担っておるわけでございます。

ていく。そのために、その中で海運業を運営していくというためには、船を動かす、そういう人材の養成というものも必要であるというふうな考えでございまして、お答えいたします。

○中村(哲)委員 少しわからないのは、それだったら、なぜ、日本の会社が運航管理しているような船で外国人を雇ってもいいような、そういう法制にしているのか。だから、パナマ船籍の船を日本の会社が実質上、一〇〇%子会社を使って持っているわけですね。それが許されるということになると、おっしゃった趣旨が脱法的にされていくというふうな理解してもいいのではないかなと思

うんですが、そのあたりの理解をどういうふうにしたらいんですか、国民としては。

○徳留政府参考人 ちょっと説明がうまくなくて申しわけないんですが、外国に籍を置いた船については、日本のそういう船員の適用はないわけでございます。私どもとしては、そういうことで外国へ便宜置籍することをできるだけ防ぎたいという努力をしているわけでございます。まだ日本籍船は、先ほど先生おっしゃいました、百十杯ぐらいございしますが、日本籍船はどんどん減少してきているというところはあるわけでございます。そういうことで、外国の船についてはそういうメリットがあるということで、一定の船を外部便宜置籍しているということでございますが、そういうことでございします。

○中村(哲)委員 余り答えにはなっていないと思うんですが、この便宜置籍船の話ですとやっていると仕方ないので、これはまたほかの委員会でもやるべき話だと思います。

さて、この法案についての私が思いつく論点はすべて聞かせていただきましたので、少し時間も余ったことですので、私が日ごろ気になっている難民調査官の資質の問題について次に質問させていただきますか。

まず、前提となる質問を少しさせていただきますか。

二〇〇二年に政府が難民として認定した方たちというのは十四名と聞いております。一昨年の二十六名と比較しても、かなり少ないと思っております。各国と比較しても、この認定数は圧倒的に少ないと思っております。我が国の難民認定というのは厳し過ぎるのではないのでしょうか。

例えば、データを申しますと、二〇〇二年、申請数は二百五十名、認定数は十四名、六%です。人道的配慮も四十名、一六%にすぎません。二〇〇一年でも、申請数三百五十三名中、認定数は二十六名、七%です。人道的配慮も六十七名、一九%にすぎません。我が国の難民認定が厳し過ぎるのではないか、これについて局長の答弁をお願いいたします。

○増田政府参考人 外国と比べて我が国は難民認定に厳しいのではないかとお尋ねでございますが、難民認定申請につきましては、従来から、国際的な取り決めである難民条約等のとおりまして、個別に審査した上で、難民として認定すべき者は認定しており、それ以外の場合でも、人道的観点から必要と認められるときには、本邦での在留を特別に許可することとしております。

十四年に人道的配慮から四十名の在留を認めておりまして、難民として認定した者と実質的に庇護した者、その合計が五十四名で、庇護率は約二四％となります。この数字から見て、我が国が難民の受け入れに消極的態度をとっているとは考えられておりません。

○中村(哲)委員 その御答弁に関しては少しまた議論をさせていただきたいんですけれども、その前に、国土交通省の皆さん、もう結構ですので御退席ください。

今増田局長の御答弁の中に、申請数が減ったから、百名以上減ったからというお話もありました。しかし、これ、逆に考えると、日本はもう行っても認められないぞ、だからもう日本に行つて申請するのはやめようというふうに外国人が考えることだってあり得るわけです。日本という国は、先進国の中で地勢的に見てアジアにある数少ない国ですから、アジアの地域の人たちが難民申請したい、また、日本という国が好きだからやはり日本に行つて難民申請しようという人はたくさんいたんですけれども、そういったことで減ってきているというお話もあるんですね。

ここについては、単純に数が減っているから、また、認定のパーセンテージが、人道の配慮での保護も含めると、合わせたら二五％に達しているから、それは十分だとは必ずしも言えないと思うんです。というのは、国連難民高等弁務官、UNHCRの日本・韓国地域事務所資料によりますと、日本政府が、UNHCRの日本・韓国地域事務所が難民性が高いと考えている方々の二六％程度しか難民として認めていないという試算が出ています。ここに資料があるんですけれども、百五十五名程度難民性が高いんじゃないかというふうにお考えになっているうち、日本政府は四十人しか認めていない。

つまり、こういうふう計算すると二六％程度ということになるんですけれども、この差についてどのようにお考えになっているのか。やはり

国際的に見て厳しいと言えるのではないかと考えるのですが、局長、いかがでしょうか。

○増田政府参考人 UNHCRが行う難民の認定は、UNHCRによる自主帰還あるいは第三国定住、種々の物的援助等の各種保護を必要とする者をUNHCR事務所規程に定めるUNHCRの権限が及ぶ対象者として認定するものであり、その点で、難民条約所定の保護を与えることを目的とする難民条約締結国による難民の認定とは目的及び対象を異にするものでございますから、単純に数字を比較することはできないと考えております。

なお、UNHCRが難民性が高いと考えている者のうち、我が国は二六％しか難民認定していないという御指摘があるところでございますが、その余につきましても、人道配慮によって我が国で在留を認めているとか、あるいは日本を出国して第三国へ再定住した者が大部分を占めておりまして、この点につきましてもUNHCR自身が、UNHCRと法務省との連携の結果、近年は難民の地位に対する申し立ての大部分でUNHCRと法務省の意見は一致している、こういう評価を公表していること承知しております、おっしゃられるほどに保護の点で大きな差があるとはまでは考えてはおりません。

○中村(哲)委員 UNHCRと日本政府では難民審査の目的も対象も違うので審査結果が異なるのは当然だという御答弁だと思ふのですが、それに對して、今まで再三同様の答弁をいただいているところでございます。しかし、本当にそれでいいのかどうかということが非常に疑問として残っています。私は、難民を審査する能力、日本の難民審査能力の低さがあるのではないかとこのように考えております。

私の質問主意書に対する昨年八月二十七日の回答、またことし一月二十八日の回答において、政府、法務省は繰り返し、難民審査の専門官を私たちが擁護しておつて、ノウハウも蓄積しているといった趣旨の回答をされております。

確認しますけれども、難民調査官というのはどういう人たちがついているのでしょうか。また、彼らの専門性を高める工夫としてはどのようなことを行っているのでしょうか。

○増田政府参考人 難民調査官は、入国審査官の中で専門的な知識を必要とする難民認定事務を行うのにふさわしい知識経験等の資質を備えた者の中から法務大臣が指定しております。

まず、入国管理局職員に対しては、経験の浅い職員を対象とした初等科研修、それから中堅職員を対象とした中等科等の研修におきまして、難民認定関係の科目を設けて難民に関する基本的な研修を実施しております。

また、難民の認定のために必要な事実の調査を行う難民調査官は、申請者の出身国をめぐり刻々と変化する国際情勢に関する専門的な情報や知識を習得する必要がありますので、新任の難民調査官を含めまして、全国に配置している難民調査官等に対し、これらをめぐる情報とか知識などを習得させることを目的として、毎年、外務省、UNHCR等外部から講師を招くなどして研修を実施しております。ちなみに、昨年の研修期間は二週間、毎日九十分の講義を四コマ実施しております。

その研修内容につきましても、毎年よりよい研修となるよう改善に努めておりまして、例えば昨年は、心的トラウマを受けた難民申請者へのインタビュー技術を習得するための心理学者による講義、あるいはインタビュー技術の向上を図るための実践的講義や研修などを取り入れました。

これらに加えまして、昨年は、主に東京入管に配置されている難民調査官ですが、これらを対象として、難民関係の研修を一週間に一回ずつ、約一カ月間の日程で実施しました。

今後とも、難民調査官の能力や専門性の向上を図るため、これまでの研修期間あるいは研修内容を随時見直し、研修体制の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○中村(哲)委員 お話を聞いてみると、十分な研

修を行つて調査官はしっかり育てているというふうな御答弁だと理解をさせていただくわけですが、現場の弁護士さんたちはそのように感じているのでしょうか。

ここに、全国難民弁護団連絡会議が調べになった「難民調査官の資質、技能、知識や態度が問題となった事例 二〇〇三年二月」というものがあります。ここに載っていることを聞いたら、驚くべきことがいろいろ書いてあるわけですね。

難民調査官に任命されるに際して何ら特別な研修を受けることなくそのまま業務についていた事例。入省三十二年目にして突然難民調査官に任命されて二年間のみ難民調査官として勤務した者であつた事例。最低限の知識さえないということが認められる事例として、この難民認定基準ハンドブック、これもごらんになっていなかった事例。「灰色の利益」という言葉自体をお知りにならなかったという事例。難民の定義として記載されている「特定の社会的集団」という用語すら頭に入っていない事例。

もともととつとついろいろあるんですけれども、一番ひどいのは、カルザイ大統領の名前を知らなかった調査官。タリバンのことについて新聞報道されるまで知らなかった調査官。また、バングラデシウの状況をよく把握していない調査官に、UNHCRはよく知っていたと指摘したところ、それはあちらは専門家だからと答えた調査官。いろいろありますね。さっきのカルザイさんの件では、カルザイと言っているのに「カイザイ」と書いたり、また読み聞かせのときにはカイザルと読んだり、そういったことがある。

このときに、立ち会ひの弁護士さんの感想は、このように述べられているんです。実は、私は難民異議のインタビューに立ち会ふのは初めてでしたが、本当に腰が抜けるほど驚きました。ほかの弁護士がさんざん問題点を指摘していることが全く大げさではなかったことを身をもって知つてしまった次第です。人のよい不器用なおじさんタイプと言えなくはないのですが、難民認定手続は、

ある意味人の命にもかかわる手続なので、到底このような人に関与させてはならないと思いました。このように立ち会い弁護士の方が感想を述べられているんですね。

実は、こういったことが現場で起きている。今、局長がおっしゃったように、近年まれに見るハイスピードで研修体制は整っているんだと恐らく思っています。しかし、今までこういった事例が脈々としてあって、現場の弁護士さんは、難民調査官の資質がどうなっているんだという気持ちを感じていらっしゃる。そういった実情に対して、大臣は御存じでしょうか。

○森山国務大臣 個々のケースにつきまして、今御指摘のあったようなことにつきましては、必ずしも詳しく存じていたわけではございませんし、事実確認ができていない部分が多いものですから、個人的な難民調査官の資質について私が判断をするということは差し控えていただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、私といたしましては、これまで難民調査官全体の能力を向上させるために鋭意努力をしているものでございまして、また入国管理局でも精いっぱいやっていると認めますので、激動する国際情勢のもとにおいて的確に難民認定業務が行われますように、今後とも一層資質を高める必要があると考えております。

○中村(哲)委員 私、これは矯正局の今行われている問題と相通ずるところがあると思うんですね。

つまり、入管局においても、難民調査官がどのような仕事をしているのかということについては、現場でどういうふうなことをしているのかという点についてチェックする仕組みが今ないんじゃないか。

確かに、今、研修は一生懸命していますというふうにも局長おっしゃっていましたが、その研修の結果、どのような人材が育っていて、その適切な配置はどのようになっているか、もう本当にびっくりするような事例では、きょうは応援に来

ただけですというふうなことをおっしゃる方もいらつしやるし、供述内容にしたってパソコンできちんと打ち込めない、そして供述のやりとりがとまってしまうというふうな事例もたくさんある。それは、現場の方が一番よく知っておられるんですね。

こういうことに対して、一個一個またこの委員会で問題にさせていただいてもいいんですけども、より前向きな話としては、これは矯正局とも同じような話だと思ふんですけれども、現場にいらつしやる方たちがどのような仕事をされているのか、その能力の開発のシステムを含めて、そこにきちんとした手当てをする必要があるのではないかと、私はそのように考えます。

もう時間も参りましたので、これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○山本委員長 次に、石原健太郎君。

○石原(健)委員 今回の刑法改正によって、何らかの問題が生じたり、また不都合が生じるようなおそれはないのかどうかをまずお聞きしたいと思ふいます。

○樋渡政府参考人 どういう御意味での不都合か、ちよつとよくわからなかったのですが、あります。この法改正で不都合が生じることはないだろうというふうに思ふいます。

○石原(健)委員 私、何でもかきこきをお聞きしたかといふと、かつてはこういう規定があつてそれを取りやめたり、また、今までこういうことを規定することにためらつていたということとは、何らかの障害があるからかと思つてお聞きしたんですけれども、特別、何の障害もないというふうには理解してよろしいでしょうか。

○樋渡政府参考人 それで、少し経緯を詳しく申し上げさせていただきますと、刑法の第三条は、国民の国外犯といひまして、日本国外において同条に掲げる一定の罪を犯した日本国民に刑法を適用する旨規定しておりますが、明治四十年に現行刑法が制定された当時には、同条に第二項があり、国民の国外犯を規定する同条第一項に定めら

れた罪につき、日本国外で日本国民に対してこれらの罪を犯した外国人についても刑法の適用を認める旨定めておりました。

この規定は、昭和二十二年の刑法改正におきまして削除されましたが、その理由につきましては、国会における提案理由説明等においては、諸外国の立法例や国際信義の原則にかんがみたとのと説明されておりますところ、そこで言う国際信義の原則にかんがみとは国際協調の精神を指すものと思われまが、いずれにせよ、当時の我が国の社会情勢及び我が国を取り巻く国際的な状況を背景に、刑法第三条第二項は削除されるに至つたものであると思われまが。

しかしながら、現在は、国際的な人の移動が日常化し、自国民が自国外において犯罪の被害に遭う機会がふえており、一定の場合に国民に対する犯罪にかかわる国外犯処罰規定を設けることは、諸外国の立法例におきましても多く認められるところとなつております。

このような国際的な情勢の変化を踏まえ、国民保護のための国外犯処罰規定を設けることに問題はないというふうには考えております。

○石原(健)委員 今回、法に規定されている六項のいずれかの犯罪に日本人が外国で遭つて未解決の場合、従来、日本の捜査機関はどのような対応をしてきたのか、お聞きしたいと思ふいます。

○樋渡政府参考人 現在は、日本国外で日本国民が外国人により殺人等の重大な犯罪の被害を受けた場合でございまして、犯人に我が国の刑法は適用されず、犯罪地国等において刑罰権の行使がなされなくても、我が国としましては、その適切な行使を期待して見守るほかはないということでございます。

○石原(健)委員 殺人、強盗殺人の被害に遭つたなどというとき、その被害者の家族とか友人等から、外務省なんかにもいろいろ要請はあるのかと思ひますけれども、そういう被害に遭つた家族や友人なんかから、日本の捜査機関に何とかしてくれななという、そういう要請というのは全くな

いんですか。

○樋渡政府参考人 恐らく、そういう要請をするといひましては、警察の方に行かれるのだからと思ひまして、そういうことがあつたかどうかということとは、私ども、少し把握しておりませんけれども、我が国の刑法を適用できない以上、我が国の捜査当局がその犯罪を捜査することはできないということでございます。

○石原(健)委員 次に、外国人が日本で、今回の適用対象になつて六項目のいずれかの犯罪に遭つて未解決の場合、外国の捜査機関が日本に何らかの働きかけをしてくるというようなことはあるでしょうか。

○樋渡政府参考人 例えば、大韓民国国籍を有する者が日本国内におきまして大韓民国国籍を有する者を被害者とする犯罪を犯した件につきまして、同国から我が国に対し捜査共助要請がなされた事例がございます。

なお、被害者の国籍国からの要請といひましては、公海上を航行するリベリア船籍内、ドイツ国籍を有する船員がフィリピン国籍を有する船員に殺害された件につき、ドイツから寄港地たる我が国に対し捜査共助要請がなされた事例がございます。

○石原(健)委員 そうしますと、今までのをお聞きして、私の理解なんですけれども、一般に、こういう刑法犯のようなものはそれぞれの国の捜査に任せておくというのが、もう世界じゅうの大体の一般的な傾向なんだというふうには理解してよろしいですね。

○樋渡政府参考人 基本的には、犯罪発生地国の捜査機関が、その犯罪を摘発して処罰していただくものというふうには思つておりまして、各国とも、その有する捜査機関がそういうふうな活躍してくれているものと思ひますが、そういうことが期待できない場合に、被害者の国籍国が何らかの加害者を処罰できないかというのにも何か不自然なものがあるだろうということで、本法案を提出さ

せていただいている次第でございます。

○石原(健)委員 今回の法案提出の趣旨は、先ほど民主党の議員が詳しくお聞きなされたこともあり、私としては大体わかったと思います。

それで、なお時間もありますので、法案と直接関係ないところで、二月ごろ、その参議院会館のあたりでチラシをもらったり、また、つい最近もチラシをもらったので、お聞きしてみたいと思うんですが、金子容子さんという人が中国に抑留されて、日本に帰国できないでいると。法輪功の信者というのか、メンバーらしいんですけれども。このことに関して、外務省はどのような状況把握をなさっているのか、御説明いただけたらと思います。

○齋木政府参考人 金子容子さんでございますけれども、去年の五月に北京で、日本人の女性とともに法輪功の関係のビラの配布を行いまして、中国の公安当局に拘束されたわけでございます。

このうち、日本人の女性につきましては国外退去処分となったわけでございますけれども、金子さんにつきましては、中国籍を持っておられるために、引き続き中国側に拘束されております。その後、一年六カ月間の労働矯正処分を受けたものだというふうに私も承知しております。

なお、申しましたように、金子さんは中国籍を持っておられますために、本来は、邦人保護、日本人保護の対象にはなりませんけれども、外務省といたしましては、金子さんが日本人の男性と結婚し、日本で基本的な生活を営んでおられるというところにかんがみまして、事件の発生当初から、日本人に準じた扱いをするようにということを中心として、中国側の関係当局に対して累次申し入れを行っております。

この結果、去年の八月でございますけれども、金子さんと夫の面会が実現したわけでございますけれども、中国側からは、緊密に連絡をとること、この問題については協力していくことが可能であるという反応も実は得ております。

したがって、私もといたしましては、引き続き、粘り強く金子さんの身柄の早期釈放を中国側に働きかけていく、そういう考えでございます。○石原(健)委員 外務省の対応もわかりました。時間はちよつと余っていますが、私の質問はこれで終わります。

○山本委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。

今回の刑法改正では、日本人が被害者である殺人等六種の重大犯罪について、国外犯に日本刑法を適用できることとするものでありますが、最初にお聞きしますが、どのような法的効果が発生するのでしょうか。

○樋渡政府参考人 現在は、日本国外で日本国民が外国人により殺人等の重大な犯罪の被害を受けた場合でございますけれども、犯人に我が国の刑法は適用されず、犯罪地国等において刑罰権の行使がなされなくても、我が国としては、その適切な行使を期待して見守るほかはございません。

しかし、今回の改正により、このような事例にも我が国の刑法が適用されるようになりますことから、我が国が、事案に応じ、捜査共助や犯人の身柄引き渡し等の手続を経て、刑罰権を行使することが可能となるということでございます。

○木島委員 答弁では、我が国の刑罰権の行使ができるようになるとおっしゃいました。我が国の権限がこの分野で生ずるということであり、権限の内容についてはまた後で聞きますが、私がもう一つ聞きたいのは、今回、刑法改正によってこのような属地主義から一部属人主義が適用されることによつて、日本国の捜査当局の責務、外国で日本人が被害された、しかし主権はその国にある、捜査権は及ばない、そういうときに、日本の捜査当局の責務ですね、これも生ずるんだと伺っているのでしょうか。

○樋渡政府参考人 責務といえますよりも、そういう刑罰権を行使することができる権限を与えられるということでございます。

○木島委員 大変国にとって都合のいい解釈です。

ね。日本の刑罰権が拡大するだけであつて、私には、捜査権が発生するとは断じて言いませんよ、捜査権なんて発生しないわけです、相手国の領土内ですからね。しかし、責務が、外国で日本人が被害された、日本の刑法を適用する、それなら、日本の警察、検察当局は、捜査共助とおっしゃいましたが、捜査共助とか、身柄をよこしてほしいということとを相手国と折衝するとか、そういう責務が当然発生して当たり前だと思ふんです。そんなの、おれたち、知らぬよ、権限だけが拡大されたんという態度では困るんですね。そういう意味なんです、責務という言葉を使つたのは。

副大臣、首を縦に振っていますから、当然そういう責務は発生していると考えていいでしょう。一生懸命頑張るといふことですよ。頑張る責任が生じるということですよ。どうですか、これは大臣の方がいいかな。

○増田副大臣 特別に御指名をいただきましたが、光栄です。

私も、そうだとおふに考えられました。

○木島委員 次に、先ほど、刑罰権が拡大できるようになったとおっしゃいました、そのとおりだと思ふんです。

そこで次に、我が国の刑法が適用になるということと、外国で殺人を犯した犯人に対して、我が国捜査当局がその犯人に対して捜査権を持つ、逮捕権を持つ、また、身柄引き取り権を持つ、裁判権を持つということとは別だ。日本の刑法適用がこの法律によつて拡大されるからといって、相手国の主権を侵して、日本の捜査当局が、そういう捜査権とか身柄引き取り権とか、そういう権限は発生しない。まず、そう確認していいですね。

○樋渡政府参考人 御指摘のとおりでございます。この法律案は、日本国外で日本国民が殺人等の生命、身体等に対する一定の重大な犯罪の被害を受けた場合に、我が国の刑法の適用を認めるものでありまして、外国での犯罪捜査の権限に何ら変更を加えるものではございません。

したがって、外国での強制捜査等を可能とするものではなく、従来どおり、外国に対し、捜査共助等を要請して、証拠収集や犯罪人の引き渡しを求めることで対処するということになりました。

○木島委員 そこは明確だと思ふんです。しかし、これは誤解されちゃいかぬところだと思ふんです。相手国の国家主権は何ら侵害するものではないということだと思ふんです。

そこで、次の質問なんですが、日本人が外国に旅行して、そこで殺害された、犯人は外国人だった。今度は、法律改正で、日本の刑法は適用になる、しかし捜査権は発生しない、身柄を引き取る権利も発生しない、裁判権も発生しない。そのままじゃ、何にも進展しないわけですね。

そこで聞きます。そういう犯人に対して、我が国の逮捕権、身柄引き取り権、身柄を引き取らないと日本の裁判にかけられないわけですから裁判権と言つてもいいかもしれませんが、それが全体としての、刑事局長が当初答弁した刑罰権の行使になると思ふんですが、どういふ場合に権限が発動できるのかについてお聞かせ願います。もちろん、何らかの理由で、その犯人が日本に入国したときには、これで我が国の捜査権、逮捕権、裁判にかけられる権利、発生しますね。

○樋渡政府参考人 我が国に入国した場合には、御指摘のとおりでございます。

○木島委員 それでは、次に質問します。

何らかの理由で、その犯人が日本船籍以外の外国船籍に乗船した、パナマ船籍でもいいです、リベリア船籍でもいいです、日本の船籍ではない、日本の国家主権が及ばない外国の船に乗船したときはどうか。

三つに分けます。その船が外国領域内にあるとき、その犯罪を犯した国の領域内にあるときはどうか、その船が公海の上に出てきたときにはどうか、その船が日本領域内に、領海内に入ってきたときはどうか。逮捕権、身柄引き取り権、それがいつの時点で発生するのか。ちよつと区別して、明快な答弁をお願いします。

○樋渡政府参考人 日本の捜査機関が犯人逮捕をすることができるとかにかつきましては、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、一般的に言えば、次のように言えると思います。

まず、御指摘の順番で申しますと、犯人が外国籍の船舶に乗り込み、これが外国の領域内にいる場合、外国の領土におけるのと同様に、我が国は原則として捜査権限を行使することはできないと考えられます。

次に、犯人が外国籍の船舶に乗り込み、これが公海上にある場合、旗国の同意がない限り、我が国は捜査権限を行使することができないと考えられます。

三つ目に、犯人が外国籍の船舶に乗り込み、これが我が国の領海内にある場合、領海を通航中の当該外国船舶の船長が沿岸国である我が国の当局に対して援助を要請するときなどには捜査権を行使することができ、また、当該外国船舶が停止しているとき、当該船舶が我が国の港に入港するなど我が国の内水を經由したときには、我が国が捜査権限を行使することができ、さらに、当該船舶が我が国の内水にあるときは我が国が捜査権限を行使することができると考えられます。

○木島委員 今、船について聞きましたが、航空機も、これは時間的なゆとりが短いですから難しいんですが、法律の理屈は同様だと聞いてよろしいですか。

○樋渡政府参考人 船舶の場合には、海洋条約等がございまして明確になるところはありますが、航空機の場合には、基本的には考え方は同様だと思いますけれども、まず、飛行機が飛び立ってしまえば、あとおけるまで人の移動はないわけですから、その最初に飛び立つときに日本の官憲が乗り込むという場合には、相手国との折衝が、交渉が要るだろうと思います。今度、飛び立って、その中で何か新しいことが起こるわけではございませんので、おり立ったところが日本の空港でありましたら、当然に日本の捜査権が及ぶということでございます。

○木島委員 我が国の捜査当局がいつ、その犯人、当然これは外国人が前提ですし、犯罪を行ったのは外国の地で犯罪を行ったということが大前提になるわけですが、今回、刑法が適用拡大になるというところで、そういう法的関係になるということは大体わかりました。

それで、次の質問なんです、残念ながら、まだ犯人が外国にいる、外国船舶の船の中にいてまだ日本の領海内に入ってきていない、そんな局面だと思んですが、そういうときには、先ほど質問したんですが、我が国捜査当局は全力を尽くして頑張らなきゃいかぬ責務が発生している、権限はないけど。そうすると、どういう捜査を他国に対してするのか。

お聞きしますが、先ほど捜査共助のお願いをするということ、答弁の中にありました。捜査共助ができる、捜査共助というのと、私は余り勉強しておりませんが、ICPO、国際刑事警察機構への捜査のお願いという仕組みがあるんですが、これとは同じなんです、違う概念なんです。それぞれどういう場合に、権限というよりも捜査依頼だと思んですが、それができるのか。その違い、異同を教えてください。

○樋渡政府参考人 捜査共助の場合には、通常は外交ルートを通じて証拠を要求する、証拠を要求といいますが、そういう提出を求めるといってございまして、インターポールを通じての場合には、これは警察庁の関係でございまして私の方ではなかなか正確には答えられないかもしれませんが、加緊警察組織からの情報の提供を受けることもできるだろうというふうな思っているわけでありまして、これが、インターポールを通じての情報、インターポールを通じて受け取る情報というものが即日本国内の裁判で使える証拠となるかどうかということ、また別の問題が起ってくるだろうというふうに思っております。

○木島委員 よくわからないんですが、概念は、同じ概念じゃないですね。捜査共助ができて、外交ルートを通じて証拠を出してほしいと求めることと、インターポール、ICPOを通じて警察が捜査をお願いすることとは、概念は違うと。

○木島委員 大分わかってきました。

それじゃ、捜査共助の場合には、どこの国に対しても外交ルートを通じて捜査願いができる、しかし、お願いを受けとめてくれるかどうかは相手国の勝手と。

では、捜査共助といいますが、二国間条約があつて、お互い捜査協力をし合おうという二国間条約を結んだ場合は、そこがどう変化するんですか。相手国は捜査に応ずる義務が生ずると聞いていいんでしょうか。

○樋渡政府参考人 まだ我が国は捜査共助条約をどこも結んでおりませんので、ただ、それを締結すれば、その今の関係はスムーズにいくだろうということでございます。

○木島委員 アメリカ、韓国と結んでいないんですか。

○樋渡政府参考人 その条約は、犯罪人引き渡し条約でございます。

○木島委員 はい、わかりました。

刑罰権の拡大という問題は、相手国、相手国といいますが、犯罪行為の主権と日本国民の生命、身体という重大な利益保護法益とのぶつかり合いが生ずるんだと思うんですね。

日弁連等からは、せめて相手国の刑法も日本の刑法と同じような法定刑がある場合にのみこれが適用できるようにせたらどうかとか、相手国の刑罰が、例えば死刑がない場合、日本の刑罰よりも軽い場合は、軽い罪を適用できるようにしたらどうかとか、そういう制約をつけたらどうかという意見書が出ていたはずなんです。しかし、今回の刑法改正は、そういう制約全く抜きで、無条件で、日本人が外国へ行ってその国で殺害されたりした場合には日本の刑法がもろに適用できるという無条件適用なんです、なぜそういうことにしたのか、ちよつと政策判断をお聞かせ願えませんか。

○樋渡政府参考人 本法案は、国民保護の見地から、日本国民が殺人等の一定の重大な犯罪の被害を受けた場合に我が国の刑法を適用するものでございまして、法定刑につきましても、我が国の刑法の法定刑が適用されるのでありまして、犯罪が行われた国の法定刑に拘束されるものではないと考えております。

また、そもそも、我が国の刑法は、各罪について合理的な範囲の法定刑を定めております上、世界各国においてこれらの罪にどのような法定刑が定められ、それが合理的なものであるかを否かを網羅的に検証することも困難でございまして、犯罪地の法定刑が軽いからといって、一律にこれに従うべき理由も見出しがたいということでございます。

なお、外国法制におきましても、多くの国ではそのような法制をとっていないというふうに思っております。

○木島委員 そこは私はちよつと疑問があるんですが、最後にこの質問をして、終わります。

犯人に対する二重処罰のおそれの有無と、それを回避するための措置はどうなっているのか。私

は、憲法三十九条と刑法五条本文があることを承知の上で、先ほど同僚委員も質問されましたが、二重処罰のおそれの有無と、それを回避するための措置はどうなっているのかということ。

二つ目の質問は、犯罪地国の刑法には死刑が廃止されている、ヨーロッパはほとんど全部そうです、しかし我が国には死刑がある、我が国へ連れ戻してきたときには現在の裁判所の現状からして当然これは死刑相当だ、そういう場合、我が国の検察、裁判は死刑の求刑、判決ができるのか。私は、これは今局長、当たり前だ、日本の刑法を適用するんだから日本の刑罰が適用されるのは当たり前だとおっしゃいますけれども、そう単純なものじゃない、ほとんど世界は死刑廃止になっていますからね。

その二つ、一括して質問をして、終わります。
○樋渡政府参考人 まず最初の御質問でございますが、犯罪地国におきまして確定裁判を受けた者が我が国において同一の行為についてさらに処罰を受ける場合におきまして、犯罪地国で刑の執行を受けているときは、刑の執行が自動的に減刑または免除をされることとされております。また、我が国におきましては、いわゆる起訴便宜主義をとっており、訴追を必要としないときは公訴を提起しないことができますので、この訴追裁量の適正な運用により二重処罰を回避することも事案によつては可能でございます。

次に、二つ目の御質問でございますが、犯罪地国におきまして確定裁判を受けた者でありまして、我が国において同一の行為についてさらに処罰することは可能でございますが、この点は現行法の他の国外犯においても同様でございます。もつとも、御質問のような事例といえますか、そういうことで、例えば、当該外国においてその者が無期あるいは長期の有期刑に処せられて、長期間服役した後に仮出獄し、その後何らかの形で我が国に入国したような場合には、その間の事情が捜査処理、量刑に当たって考慮され得るようにも思われます。

これは、何らかの形で我が国に入国をしたような場合というふうに申し上げましたが、実は、出入国管理及び難民認定法によりまして、一年以上の懲役または禁錮に処せられた者は本邦に上陸することができないというふうになっておりますので、まさしく希有な事例であろうというふうに思っています。(木島委員「死刑の話。死刑のない国でそれ相当の罪を犯した者が日本に入ってきたときに、だから密入国でもいいですよ、逮捕して死刑求刑、死刑判決ができるのかという質問を最後に」と呼ぶ)

それは理論的にできます。可能でございます。

○木島委員 終わります。

○山本委員長 次に、保坂展人君。

○保坂展人委員 まず、この改正のきつかけになったT A J I M A号の事件、現在に至る経過をいかつまでお聞かせいただきたいと思ひます。

○樋渡政府参考人 いわゆるT A J I M A号事件とは、平成十四年四月、台湾沖の公海上で日本の海運会社が運航するパナマ船籍のタンカーに乗船していた日本人航海士がフィリピン人乗組員に殺害された事件でございます。

我が国は、同事件の裁判管轄権を有するパナマ共和国政府からの逃亡犯罪人引き渡し請求に基づき、平成十四年九月六日、被疑者であるフィリピン人乗組員二名の身柄をパナマ共和国政府に引き渡ししておりますが、現在、同政府において両名の起訴に向けて刑事手続を進めていると承知しております。

○保坂展人委員 かつての刑法にあった消極的属人主義というふうに言われる部分、今回は盛り込まれるわけですが、第一回の衆議院司法委員会でも何かそういった議論がされて削除されたわけですね。どうして削除されるに至ったのかという背景説明をいただきたいと思ひます。

○樋渡政府参考人 昭和二十二年の刑法改正により、かかる規定が削除された理由につきましては、第一回国会衆議院司法委員会や同国会参議院司法委員会における刑法の一部を改正する法律案

についての提案理由説明などにおきましては、諸外国の立法例や国際信義の原則にかながみたとのと説明されております。

○保坂展人委員 余り背景がわからなかったんですが、その後、国外での日本人の被害が大変出てきている。

先ほど言われたT A J I M A号の事件などは超党派で議員立法で解決すべきではないかということ、我々もそのようにしたいというふうには思っていたところですが、いよいよ軽い法の原則と言われる扱いがあると聞いておりますけれども、これはいつごろ始まった扱いなのか、そしてまた条約や何か国際的な法規の規定などがあつてのことなのか、そのあたりはいかがでしよう。

○樋渡政府参考人 軽い法の原則といふのは、自国の裁判所が自国の刑法を適用して裁判しようとする際に、行為地である外国の刑法法規の法定刑が自国のそれに比べて軽い場合には、その軽い外国法の法定刑により処罰しようとする考え方であると思ひますが、我が国が締結している条約のうち、同原則を定めた条約はないものと承知しております。

○保坂展人委員 それがなくとも運用上そのように扱われているのはいつごろからのお話ですかという質問も入れておいたんですが、いかがですか。

○樋渡政府参考人 他国の法制でございますので、いつごろそういうものがあつたかということとはつまびらかではございませんが、把握してあるところでは、スイスにおいては、行為地の法律の方が犯人にとって軽い法律であるときはその法律を適用する旨の規定を設けているように思ひます。

○保坂展人委員 次に、この法律は、主権国家が存在をして日本人の被害ということとやりとりが想定されているわけですが、今、現実には戦争を経て、イラクのように主権が一時的に失つたというようなケースがありますよね。現実には、

これは私の友人なども国際援助活動などでそういった地域に入つて救援をする、あるいは医療やさまざまなキャンプの設営などに当たるといふNGOの活動などありますが、その際不幸にも被害に遭つてしまった、ここに規定されているような重大な、生命も含めて被害に遭つたという場合にはどういふふうな扱いになるんでしょうか。

○樋渡政府参考人 御指摘のような事案において、本改正により犯人である外国人に我が国の刑法が適用されることとなりますが、一般的には犯罪地国に犯人と証拠が存することから、当該犯罪地国にまずその捜査、処罰をゆだねるのが適当な場合が多いであろうと考えます。

そこで、まずは外交ルート等を通じて、イラクにおいて捜査、処罰がかなうように促すことになると思ひますが、復興中のイラクに対する外交ルートでの請求の具体的な方法等につきましては、外務当局と協議しつつ対処することになると思ひます。

○保坂展人委員 じゃ、司法制度改革関連の質問をこの後何かしたいと思ひますが、山崎事務局長から、昨日、例の消し忘れメール事件と言ふのはオーバーかもしれません、行政訴訟の議論をしている場の資料を十一人の委員に送つた際に、内閣法制局修正であるとか最高裁意見で確定したとか、さまざまなそういった記載があつたとか、どういふ記載があつたのか、つぶさにいろいろ説明を受けました。

それによれば、例えば表題のところ、行政訴訟見直しについての検討の方向性が一致していると思ひられる事項という表題に、おおむねを入れた、例えばそういうものである、あるいは、最高裁や法制局が見て、ここはちょっと事実誤認ではないかというようなことに、主にそういう性格のものであるという説明を受けて、おおむねわかつたわけなんですけれども、さて、これはどうなんでしょう。

消し忘れのメールがあつたこと自体が問題だったのか、それとも、この審議会の設置のときに私

自身も、事務局が、かつての臨時と言われた臨時司法調査会ですか、そのような司法官僚の方が全部舞台づくりをしてということにならないように、ぜひ委員がしっかりと議論をされるようにということをたびたび指摘をさせていただきまして、けれども、むしろ今回、そういうことが大変な誤解である、例えば法制局修正だとか最高裁の意見だとかいろいろの誤解だ、もつと技術的な問題で、そんな大ごとじゃありませんという説明はわかったのですが、そういう意見、指摘を受けてこのように積み上げているというふうなことをお示しをした方が、より信頼が得られるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山崎政府参考人 事務局でさまざまな検討もさせていただいて検討会の参考になる資料を提出するということになるのではございますけれども、その間にいろいろなやりとりがあった細かいところまですべて記録に残すというのは、なかなかこれはちょっと難しいところではございまして、大きな議論、いろいろな意見があったということですが、こういうことについては、きちつと実質を検討会で十分に議論をしていただきたいというふうに思っています。そういうつもりでやっていきたいというふうに思っています。

○保坂(展)委員 これは日弁連の方も、検討会における委員の意見をぜひ尊重するようにと。委員には実は裁判所からも入られているわけで、司法を代表する立場で発言もなさっている、それから法務省からも入っておられると思うのですが、事前にそういう何か誘導のような方向性をつくっておられるんじゃないかという懸念がやはり表明をされているのは当然だと思うんですが、こういう第一トラック、第二トラックに分けてというようにすることについても、全部、いわばニュートラルにして、しっかりと土台から議論し直せということだと思ふんですが、それに関してはどうですか。

○山崎政府参考人 基本的に、日弁連等から指摘がございまして、検討会における委員間の議論を

尊重し、最高裁及び内閣法制局との事前協議によって実質的な議論の方向性をつくらないことという御指摘がございました。まさにこれは私どもも、今までもそういうことはやっておりませんし、今後もそういうふうな疑われるような行動はしてはならない、現実にもやらないということはそのとおりでございまして、これはきちつと申し上げまして、了解を受けました。

それから、もう一つ、検討会でのように進めていくかということですね。これにつきましては、私ども、検討会の御議論を尊重して進めてまいりたいということ、これから検討会であろうやり方をしていくか、そこでお決めにされることだろうと思ひますので、そういうことで、決められたことに従ってまいりたいということ、御了解を得たということでございます。

○保坂(展)委員 今回のことは決して、消し忘れたことに何か問題があったんじゃないかと、やはりそういった運営の仕方についても国会で検証するいい機会になったと思ひます。ぜひ、内閣法制局と最高裁と事務局で全部ベースがつくられてというふうなことに絶対ならないように、そういう疑念が生まれたわけですから、しっかりとそれを晴らしていただきたいということを強く求めたいと思ひます。

それで、私は二年前に、例えば裁判所の増員の問題、それから、検事も足りない、今度司法制度改革の前提の中で人数をふやさなければいけないという問題を語られてきましたけれども、事務次官と同額以上の給料をもらっている検事の方、裁判官の方、それぞれ現在何人になっているか、お調べいただいたでしょうか。二年前は、四月一日現在で、検事の方で六十四名、裁判官においては二百五十一名だったのです。現在どうでしょう。

○大林政府参考人 お答え申し上げます。各省の事務次官と同額以上の給与を受けている検察官は、平成十五年五月一日現在で、検事総長等の認証官十人を含め、六十七人でございます。○山崎最高裁判所長官代理者 裁判官についてお

答えたいと思いますが、裁判官で事務次官の俸給と同等以上の月額報酬を受けている者の数は二百六十二人でございまして、この中には最高裁判所長官、最高裁判事、高裁長官を含んでおる数でございまして。

○保坂(展)委員 減つてはいなくて、やはりわずかながら増加しているわけですね。

裁判官が足りない、検察官が足りない、これはわかりませんが、法務大臣にちよつと失礼になるのでしょうかね、多分よろしいと思うのですけれども、法務大臣、つまり、閣僚の給料というのはお尋ねしてよろしいでしょうか。年収ベースでいかがでしょうか。ちよつと比較をしてみたいと思ひます。お願いいたします。

○大林政府参考人 私の方からお答えさせていただきます。

国務大臣の俸給月額は百六十四万六千円であるというふうに承知しております。(保坂(展)委員「年収で」と呼ぶ)年収だと、これの十二でしようか。月額ということで、私はそのように聞いておりますけれども。

○保坂(展)委員 年収じゃないと、これは比較ができないんですね。

実際に三百何十人の方が事務次官以上ということになっております。もちろん、裁判官は絶対的な身分の保障も必要で、検察官も身分保障は必要ですから、給料は、水準はしっかりとしていなければいけない。しかし、司法制度改革でこれだけふやすというときに同じ水準でいいのかわるかというのは、これは議論しなきゃいけないと思ひますね。三百人以上いるわけですから、それを際限なくふやしていったら、どうでしょう。

今、民間の、これは二年前の段階で、大体四十代の平均的な勤労者の所得というのは五百万台くらいです。ですから、これと比べても、ロースクールのときに議論しましたけれども、千五百万円、千六百万円というふうな給料というのは大分開きがありますし、さらに事務次官、多分、法務大臣、年収ベース、わかりますか。多分、それ

以上の検察官、裁判官というのはたくさんいるんじゃないでしょうか。

大臣、どうですか、この問題は。どうお考えになりますか。

○森山国務大臣 私は、私以上に給料をもらっている人が何人いるかというのは計算したことがございませんで、わかりません。

○大林政府参考人 私どもの検察官の関係でございまして、国務大臣と同程度の俸給をもらっているというのは検事総長だけでございます。

○保坂(展)委員 今、年収ベースがわからないのに、どうして検事総長だけというふうなにかわつたんですか。年収ベースでお答えできますか。

○大林政府参考人 申しわけございません。年収はちよつと私まだ調べておりませんけれども、要するに、法律で定められた月額、基本的な基準となるものは同じような形に定められているところでございます。

○保坂(展)委員 そして、退職金もかなり多額だと聞いています。きょうはもう時間がありませんから触れませんが。

その後、公証人の道もございましてね。公証人で、これは裁判官と検察官の方がそれぞれやはり相当数入ってられて、今のぐらゐの人数になっているのか、年収はどのぐらゐなのか、公証人をやめると幾らの退職金があるのか、これはおわかりでしょうか。副大臣にお願いします。

○増田副大臣 お答えをいたします。

公証人の数は、平成十五年四月一日現在、検事出身者が二百十九名、判事出身者が百四十八名であります。

次に、公証人の年収についてですが、公証人の一年間の手数料収入は約三千万円程度と承知しておりますが、この手数料収入の中から役場の賃料、維持費、書記の人員費等を支払うことになり

ます。

○保坂(展)委員 今、試験がない状態だったわけですが、見直されて試験をやっておられるんでしょうか。

うか。

○増田副大臣 試験についてですが、公証人の任用は法曹有資格者の中から行うのが原則とされているところから、公証人に要求される能力と同水準の能力を要求する試験として司法試験があることから、別個に試験を実施することはこれと重複をしたものにならざるを得ず、合理的、効率的とは言えないため、実施は今いたしておりません。

なお、昨年度から公証人の任用について公募制度を実施しており、この手続において面接を実施し、公証人としての適格性を有するか否かを適切に判断することにいたしております。

○保坂展委員 法務大臣にちよつと給料をお尋ねしたりして、別にこれは他意はございませんで、司法制度改革という中に、やはり庶民が、大不況の中でそれこそ差し押さえを受けたり、あるいは財産を全部失つたり、あるいは雇用を失つて身分保全を求めたり、さまざまな生活の現実があるわけですね。裁判官の身分、検察官の身分がしっかり保障されていなければいけないことは私は認めますけれども、しかし、余りにも高い水準というのは、やはり世を見る目を曇らせてしまう心配はないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○森山国務大臣 裁判官とか検察官は、それなりに大変大きな重い責任を持っておりますし、身分の安定ももちろん普通以上に必要であらうというふうに思いますので、ある程度の待遇を確保するということは非常に重要なことだと思います。

それを高過ぎるとか、あるいはほかの一般のサラリーマン等と比べてどうかという話は、ちよつとまた違う次元の話かと思いますが、現在、私が申し上げたような理由で、それなりの待遇を得て、安定した仕事を落ちついてやっているといるうふうには思いますので、それはそれで非常に大事なことでないかと考えています。

○保坂展委員 これは、一般のサラリーマンと比べることで余りにも基準にならないかもしれないので、大臣の年収、出なかつたのでわからな

かつたんですが、比べた場合にも、やはり高いんですよ。給料が高いということは、どうやら本当に大臣のもとで、今、行刑問題も含めていろいろ議論してきましたけれども、これでいいのかなと。私は、やはり増員を考える以上は根本的に考え直さなければいけないという意見を持っています。きょうは、これで終わります。

○山本委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○山本委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、刑法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山本委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案を議題といたします。森山法務大臣。趣旨の説明を聴取いたします。

○森山国務大臣 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法を国民に身近なものとし、国民の多様かつ広範な要請にこたえること等を旨とした司法制度改革が求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、司法制度改革の一環として、簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備、民事調停官及び家事調停官の制度の創設並びに弁護士及び外国法事務弁護士等の制度の整備を行うことを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、簡易裁判所の取り扱う民事訴訟事件の訴訟の目的の価額の上限を百四十万円に引き上げるとともに、訴えの提起の手数料の額の見直し及び民事訴訟等の費用の額の算出方法の簡素化を行うこととしております。

第二に、弁護士から任命される民事調停官及び家事調停官が裁判官の権限と同等の権限をもつて調停手続を主宰する制度を創設することとし、民事調停官及び家事調停官の任命、権限、手当等について所要の規定を置いております。

第三に、企業法務の担当者及び公務員等であつて司法試験合格後に所定の法律関係事務に従事し、かつ、所定の研修を修了した者に対して弁護士資格を付与するなどの弁護士となる資格の特例を拡充するとともに、弁護士について、弁護士法上の公務就任の制限の撤廃及び営利業務従事の制限の緩和、弁護士報酬規定の会則記載事項からの削除、日本弁護士連合会に綱紀審査会を創設するなどの綱紀・懲戒制度の整備を行うこととしております。

第四に、外国法事務弁護士による弁護士の雇用並びに外国法事務弁護士と弁護士等との共同事業及び収益分配に関する規制を緩和するとともに、それに伴う弊害を防止するための所要の規定を置

いております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十四日水曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時九分散会

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)
第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「以下同じ」を「第四号及び第五号を除き、以下同じ」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 当事者等(当事者若しくは事件の關係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。)が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料(親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

次に掲げるところにより算定した旅費、日当及び宿泊料の額
イ 旅費

(1) 旅行が本邦(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律百十四号)第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。)と外国(本邦以外の領域、公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額(これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額)。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額

(2) 旅行が本邦と外国との間のものを含む場合において、当該旅行が通常の経路及び方法によるものであるときは、現に支払った交通費の額(当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証人に支給する旅費の例により算定した額)

ロ 日当 出頭及びそのための旅行(通常の経路及び方法によるものに限る。)に現に要した日数に応じて、最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に

第二条第五号中「証人に支給する旅費、日当及び宿泊料」を「前号」に、「それらの額」を「旅費、日当及び宿泊料の額として裁判所が相当と認める額」に改め、同条第六号中「書記料」を「作成及び提出の費用」に、「用紙一枚につき」を「事件一件につき、事件の種類、当事者等の数並びに書類の種類及び通数を基準として、通常要する書類の作成及び提出の費用の額として」に改め、同条第七号を削り、同条第八号中「第六号」を「前号」に改め、同条第九号とし、同条第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「第七号の例により算定した費用の」を「交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第十四号を第十三号とし、同条第十五号中「第十三号」を「第十二号」に、「書類の書記料(その書類が官庁等の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用)及びその提出の費用」を「書類で官庁等の作成に係るものの交付を受けるために要する費用」に、「第六号から第八号まで」を「第七号」に改め、同条を同条第十四号とし、同条第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同条第十八号中「同条第二項」を「同項」に改め、同条を同条第十七号とし、同条第十九号中「第七号の例により算定した費用の」を「通知一回につき第一種郵便物の最低料金を

支給する日当の例により算定した額
ハ 宿泊料 出頭及びそのための旅行(通常の経路及び方法によるものに限る。)のために現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する宿泊料の例により算定した額

書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める」に改め、同条を同条第十八号とする。

第四条第二項及び第七項中「九十五万円」を「百六十万円」に改める。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

第九条第三項中「三千円」を「四千円」に改める。

第二十四条中「(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律百十四号)第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。)」及び「(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。」を削る。

第二十八条の二第一項中「供託するために要する旅費、日当及び宿泊料(供託所に出頭しない供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用)、供託に要する書類の書記料(その書類が官庁その他の公の団体の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用)並びに供託の事情の届出の書類の書記料及び提出の費用を請求することができる」を「次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 供託するために要する旅費、日当及び宿泊料

二 供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用

三 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類の作成の費用

四 供託の事情の届出の書類の提出の費用

五 供託に要する書類で官庁その他の公の団体の作成に係るものの交付を受けるために要する費用

第二十八条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(一) 訴訟の目的の価額
その価額五万円

(二) 訴訟の目的の価額
その価額五万円

(三) 訴訟の目的の価額
その価額十万円

(四) 訴訟の目的の価額
その価額二十万円

(五) 訴訟の目的の価額
その価額二十五万円

(六) 訴訟の目的の価額
その価額百万円

(七) 訴訟の目的の価額
その価額五百万

別表第一の一の項中

が三十万円までの部分
までごとに 五万円

が三十万円を超え百万円までの部分
までごとに 四万円

が百万円を超え三百万円までの部分
までごとに 七万円

が三百万円を超え千万円までの部分
円までごとに 千円

の部分

別表第一の一の八の項中「千五百円」を「二千円」に、「三千円」を「四千円」に改める。

別表第一の一の九の項中「千五百円」を「二千円」に改める。

別表第一の一の二の項中「再生手続開始の申立て」を削り、「二万円」を「三万円」に改め、同項の次に次のように加える。

再生手続開始の申立て

一万円

(一) 基礎となる額が
その額五万円

(二) 基礎となる額が
その額十万円

(三) 基礎となる額が
その額二十万円

(四) 基礎となる額が
その額二十五万円

(五) 基礎となる額が
その額百万円

(六) 基礎となる額が
その額五百万

(七) 基礎となる額が
その額五百万

三十万円までの部分
までごとに 二百円

三十万円を超え百万円までの部分
までごとに 三百五十円

百万円を超え三百万円までの部分
までごとに 三百円

三百万円を超え千万円までの部分
円までごとに 四万円

千万円を超え一億円までの部分
円までごとに 四万円

一億円を超え十億円までの部分
円までごとに 千二百円

十億円を超える部分

円までごとに 四万円

基礎となる額が百万円までの部分

基礎となる額が百万円を超え五百万円までの部分

基礎となる額が五百万円を超え千万円までの部分

基礎となる額が千万円を超え十億円までの部分

基礎となる額が十億円を超え五十億円までの部分

基礎となる額が五十億円を超える部分

基礎となる額が五十億円を超える部分

基礎となる額が五十億円を超える部分

基礎となる額が五十億円を超える部分

基礎となる額が五十億円を超える部分

基礎となる額が五十億円を超える部分

基礎となる額が五十億円を超える部分

基礎となる額が五十億円を超える部分

基礎となる額が五十億円を超える部分

基礎となる額が五十億円を超える部分

基礎となる額が五十億円を超える部分

[illegible]

別表第一の一五の項を次のように改める。	
一五 家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判の申立て	八百円
別表第一の一五の項の次に次のように加える。	
一五 家事審判法第九条第一項乙類に掲げる事項についての審判又は同法第十七条に規定する事件についての調停の申立て	千二百円

別表第一の一六の項中「家事審判法第九條第一項甲類に掲げる事項についての審判の申立て」を削り、「六百円」を「千円」に改める。

別表第一の一七の項中「三百円」を「五百円」に改める。

別表第一の一八の項中「一五の項」の下に「一五の二の項」を加え、「六百円」を「千円」に改める。

命令をすることができる。この場合において、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十条第五項の規定は、民事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。

(民事調停官に対する手当等)

第二十三条の四 民事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第三十六条の見出しを「(過料の決定)」に改め、同条第一項中「の裁判」を「の決定」に改め、同条第二項及び第三項中「裁判」を「決定」に改める。

第三十七条中「十万元」を「三十万円」に改める。

第三十八条中「六箇月」を「一年」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の一部改正)

第五条 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十四条第二項中「裁判」を「決定」に改める。

(家事審判法の一部改正)

第六条 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 審判(第九条―第十六条)

第三章 調停

第一節 通則(第十七条―第二十六条)

第二節 家事調停官(第二十六条の二―第二十六条の四)

第四章 罰則(第二十七条―第三十一条)

附則

第七条中「定が」を「定めが」に改め、「非訟事件手続法」の下に「(明治三十一年法律第

十四号)」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三章中第十七条の前に次の節名を付する。

第二節 通則

第三章中第二十六条の次に次の一節を加える。

第二節 家事調停官

第二十六条の二 家事調停官は、弁護士で五年以上その職に在つたもののうちから、最高裁判所が任命する。

家事調停官は、この法律の定めるところにより、調停事件の処理に必要な職務を行う。家事調停官は、任期を二年とし、再任されることが出来る。

家事調停官は、非常勤とする。

家事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。

一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第六十条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

三 職務上の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。

この法律に定めるもののほか、家事調停官の任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二十六条の三 家事調停官は、家庭裁判所の指定を受けて、調停事件を取り扱う。

家事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この法律の規定(第七条において準用する非訟事件手続法の規定を含む。)において家事審判官が行うものとして規定されている調停に関する権限のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

一 第三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書、第二十条において準用する第十二条、第二十一条の二、第二十二

第二項、第二十二條の二第一項、第二十三條、第二十四條第一項、第二十七條及び第二十八條第二項の規定において家庭裁判所が行うものとして規定されている調停に関する権限

二 第七条において準用する非訟事件手続法の規定において家庭裁判所が行うものとして規定されている権限であつて調停に関するもの

家事調停官は、独立してその職権を行う。裁判所職員の除斥及び忌避に関する民事訴訟法の規定で裁判官に関するものは、家事調停官について準用する。

家事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び医師たる裁判所技官に対し、その職務に関し必要な命令をすることができる。この場合において、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十条第五項の規定は、家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。

第二十六条の四 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第三十条第一項中「家事審判官」の下に「家事調停官」を加え、「十万元」を「三十万円」に改める。

第三十一条中「六箇月」を「一年」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三章 弁護士及び外国法事務弁護士との制度の整備

(弁護士法の一部改正)

第七条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

「第八章 懲戒(第五十六条―第六十条) 第九章 懲戒委員会及び綱紀委員会 第十章 法律事務の取扱に関する取

第十一章 罰則(第七十五条―第七

「第八章 懲

第一節

第二節

第三節

第四節

第五節

第九章 法

第十章 罰

戒

懲戒事由及び懲戒権者等(第五十六条―第六十条) 懲戒請求者による異議の申出等(第六十四条―懲戒委員会(第六十五条―第六十九条) 綱紀委員会(第七十条―第七十一条の九)

綱紀審査会(第七十一条―第七十一条の七) 法律事務の取扱に関する取扱い(第七十二条―第七十五条―第七十九条)

三 条)

第六十四条の七) に改める。

第七十四条) 第五条を次のように改める。

(司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事等の職に在つた者についての弁護士の資格の特例)

第五条 司法修習生となる資格を得た後、簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所書記官研修所若しくは法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第四條第三十六号若しくは第三十八号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の議員若しくは法制局参事又は内閣法制局参事官の職に在つた期間が通算して五年以上になる者は、前条の規定にかかわらず、弁護士

となる資格を有する。
第七条を削る。

第六条中「前二条」を「第四条から第五条の二まで及び前条」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「者」に改め、同条第三号中「まつ消」を「抹消」に、「者」を「者」に改め、同条第四号中「被保佐人」を「被保佐人」に改め、同条第五号中「者」を「者」に改め、同条を第七条とする。

第五条の次に次の七条を加える。

(司法修習生となる資格を得た後に法務大臣の認定を受けた者についての弁護士資格の特例)

第五条の二 法務大臣が、司法修習生となる資格を得た後に自らの法律に関する専門的知識に基づいて次に掲げる事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して七年以上になると認め、かつ、その後弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了したと認定した者は、第四条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

一 企業その他の事業者(国及び地方公共団体を除く)の役員、代理人又は使用人その他の従業者として行う当該事業者の事業に係る事務であつて、次に掲げるもの(第七十二条の規定に違反しないで行われるものに限り。)

イ 契約書案その他の事業活動において当該事業者の権利義務についての法的な検討の結果に基づいて作成することを要する書面の作成

ロ 裁判手続等(裁判手続及び法務省令で定めるこれに類する手続をいう。以下同じ。)のための事実関係の確認又は証拠の収集

ハ 裁判手続等において提出する訴状、申立書、答弁書、準備書面その他の当該事業者の主張を記載した書面の案の作成

二 裁判手続等の期日における主張若しくは意見の陳述又は尋問

ホ 民事上の紛争の解決のための和解の交渉又はそのために必要な事実関係の確認若しくは証拠の収集

ニ 公務員として行う国又は地方公共団体の事務であつて、次に掲げるもの

イ 法令(条例を含む)の立案、条約その他の国際約束の締結に関する事務又は条例の制定若しくは改廃に関する議案の審査若しくは審議

ロ 前号ロからホまでに掲げる事務ハ 法務省令で定める審判その他の裁判に類する手続における審理又は審決、決定その他の判断に係る事務であつて法務省令で定める者が行うもの

2 前項の規定の適用については、司法修習生となる資格を得た後に前条に規定する職に在った期間及び第六条第一項第二号に掲げる期間は、前項の職務に従事した期間とみなす。
(認定の申請)

第五条の三 前条第一項の規定により弁護士となる資格を得ようとする者は、氏名、司法修習生となる資格を取得した年月日、同項の職務に従事した期間及びその職務の内容その他の法務省令で定める事項を記載した認定申請書を法務大臣に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書には、司法修習生となる資格を取得したことを証する書類、前条第一項の職務に従事した期間及びその職務の内容を証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(認定の手続等)
第五条の四 法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者(以下この章において「申請者」という)が司法修習生となる資格を得

た後に第五条の二第一項の職務に従事した期間が通算して七年以上になると認めるときは、申請者に対し、その受けるべき同項の研修(以下この条において単に「研修」という。)を定めて書面で通知しなければならない。

2 研修を実施する法人は、申請者がその研修の課程を終えたときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、当該申請者の研修の履修の状況当該研修の課程を修了したと法務大臣が認めてよいかどうかの意見を含む。)を書面で法務大臣に報告しなければならない。

3 法務大臣は、前項の規定による報告に基づき、申請者が研修の課程を修了したと認めるときは、当該申請者について第五条の二第一項の認定(以下この章において単に「認定」という。)を行わなければならない。

4 法務大臣は、前条第一項の規定による申請につき認定又は却下の処分をするときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(研修の指定)
第五条の五 法務大臣は、研修の内容が、弁護士業務を行うのに必要な能力の習得に適切かつ十分なものと認めるときでなければ、第五条の二第一項の規定による研修の指定をしてはならない。

2 研修を実施する法人は、前項の研修の指定に関して法務大臣に対して意見を述べることができる。

3 法務大臣は、第五条の二第一項の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な意見を述べることができる。

(資料の要求等)
第五条の六 法務大臣は、認定に関する事務の

処理に関し必要があると認めるときは、申請者に対し必要な資料の提出を求め、又は公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
(法務省令への委任)

第五条の七 この法律に定めるもののほか、認定の手続に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(最高裁判所の裁判官の職に在った者等についての弁護士資格の特例)

第六条 次に掲げる者は、第四条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

一 最高裁判所の裁判官の職に在った者
二 次に掲げる期間が通算して五年以上となる者

イ 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第十八条第三項に規定する考試を経た後に検察官(副検事を除く)の職に在った期間

ロ 別に法律で定める大学の学部、専攻科又は大学院における法律学の教授又は助教の職に在った期間

2 前項第二号の規定の適用については、司法修習生となる資格を得た後に第五条に規定する職に在った期間は、同号に掲げる期間とみなす。

第十二条の見出し中「登録換」を「登録換え」に改め、同条第一項中「虞」を「おそれ」に、「左の」を「次に掲げる」に、「基き」を「基づき」に、「登録換」を「登録換え」に改め、同条第二号中「第六条第三号」を「第七条第三号」に、「あたる」を「当たる」に、「登録まつ消」を「登録の抹消」に改め、同条第二項中「登録換」を「登録換え」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第十七条の見出し中「登録取消」を「登録取消し」に改め、同条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「第六条第一号及び第三号乃至第五号の二」を「第七条第一号又は

第三号から第五号までのいずれか」に改め、同条第二号及び第三号中「登録取消」を「登録取消し」に改める。

第三十条を次のように改める。

(営利業務の届出等)

第三十条 弁護士は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、当該各号に定める事項を所属弁護士会に届け出なければならない。

一 自ら営利を目的とする業務を営もうとするとき 商号及び当該業務の内容

二 営利を目的とする業務を営む者の取締役、執行役その他業務を執行する役員(以下この条において「取締役等」という。)又は使用人になろうとするとき その業務を営む者の商号若しくは名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所及び業務の内容並びに取締役等になろうとするときはその役職名

2 弁護士会は、前項の規定による届出をした者について、同項各号に定める事項を記載した営利業務従事弁護士名簿を作成し、弁護士会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を所属弁護士会に届け出なければならない。届出に係る業務を廃止し、又は届出に係る取締役等若しくは使用人でなくなつたときも、同様とする。

4 弁護士会は、前項の規定による届出があつたときは、直ちに、営利業務従事弁護士名簿の記載を訂正し、又はこれを抹消しなければならない。

第三十条の二十一第四号中「第六条第一号」を「第七条第一号」に改め、同条第五号及び第六号中「登録取消」を「登録取消し」に改める。

第三十三条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「所在地。」を「所在地」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「規定。」を「規定」に改め、同項第六号中「登録換え」を「登録換え」に、「登録取消」を「登録取消し」に、「規定」を「規定」に改め、同項第七号中「規定。」を「規定」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 懲戒並びに懲戒委員会及び綱紀委員会に関する規定

第三十三条第二項第九号から第十三号までの規定中「規定。」を「規定」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四 営利業務の届出及び営利業務従事弁護士名簿に関する規定

第三十三条第二項第十五号及び第十六号中「規定。」を「規定」に改める。

第三十五条第三項を次のように改める。

3 会長及び副会長は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四十六条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第三十三条第二項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項

に「懲戒の手續に付し」を加え、「その」を「事実の」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 綱紀委員会は、前項の調査により対象弁護士等(懲戒の手續に付された弁護士又は弁護士法人をいう。以下同じ。)につき懲戒委員会に事実の審査を求めることを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、弁護士会は、当該議決に基づき、懲戒委員会に事実の審査を求めなければならない。

第五十八条に次の三項を加える。

4 綱紀委員会は、第二項の調査により、第一項の請求が不法であると認めるとき若しくは対象弁護士等につき懲戒の手續を開始することができないものであると認めるとき、対象弁護士等につき懲戒の事由がないと認めるとき又は事実の軽重その他情状を考慮して懲戒すべきでないことが明らかであると認めるときは、懲戒委員会に事実の審査を求めないことを相当とする議決をする。この場合において、弁護士会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

5 懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をする。この場合において、弁護士会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しなければならない。

6 懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒しないことを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、弁護士会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

第五十九条中「懲戒についての」を「懲戒の処分について」に、「に対して裁決をする場合には、懲戒委員会の議決に基づかなければ」を「があつたときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に事実の審査を求め、その議決に基づき、裁決をしなければ」に改める。

第六十条中「懲戒委員会の議決に基づき」を「次項から第六項までに規定するところにより」に改め、同条に次の五項を加える。

2 日本弁護士連合会は、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するとき、懲戒の手續に付し、日本弁護士連合会の綱紀委員会に事実の調査をさせることができる。

3 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、前項の調査により対象弁護士等につき日本弁護士連合会の懲戒委員会に事実の審査を求めることを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、日本弁護士連合会の懲戒委員会に事実の審査を求めなければならない。

4 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、第二項の調査により、対象弁護士等につき懲戒の手續を開始することができないものであると認めるとき、対象弁護士等につき懲戒の事由がないと認めるとき又は事実の軽重その他情状を考慮して懲戒すべきでないことが明らかであると認めるときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に事実の審査を求めないことを相当とする議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

5 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒することと認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

6 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒しない

ことを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

第六十一条を削る。

第六十二条第一項中「による懲戒」を「により弁護士会がした懲戒の処分」に改め、「規定により」の下に「日本弁護士連合会から」を加え、同条第二項中「による」を「により弁護士会がした」に改め、同条を第六十一条とする。

第六十三条を第六十二条とし、第六十四条を第六十三条とし、第八章中同条の次に次の一節を加える。

第二節 懲戒請求者による異議の申出等

(懲戒請求者による異議の申出)

第六十四条 第五十八条第一項の規定により弁護士又は弁護士法人に対する懲戒の請求があつたにもかかわらず、弁護士会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき又は相当の期間内に懲戒の手続を終えないときは、その請求をした者(以下「懲戒請求者」という。)は、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる。弁護士会がした懲戒の処分が不当に軽いと認るときも、同様とする。

2 前項の規定による異議の申出(相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについてのものを除く。)は、弁護士会による当該懲戒しない旨の決定に係る第六十四条の七第一項第二号の規定による通知又は当該懲戒の処分に係る第六十四条の六第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

3 異議の申出の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前項の異議

の申出期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。
(日本弁護士連合会の綱紀委員会による異議の審査等)

第六十四条の二 日本弁護士連合会は、前条第一項の規定による異議の申出があり、当該事案が原弁護士会(懲戒請求者が懲戒の請求をした弁護士会をいう。以下同じ。)の懲戒委員会の審査に付されていないものであるときは、日本弁護士連合会の綱紀委員会に異議の審査を求めなければならない。

2 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、原弁護士会が第五十八条第四項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたことについての異議の申出につき、前項の異議の審査により原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

3 前項の規定により事案の送付を受けた原弁護士会は、その懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない。この場合においては、第五十八条第五項及び第六項の規定を準用する。

4 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについての異議の申出につき、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じなければならない。

5 日本弁護士連合会の綱紀委員会は、異議の申出を不適法として却下し、又は理由がないとして棄却することを相当と認めるときは、

その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしなければならない。

(綱紀審査の申出)

第六十四条の三 懲戒請求者は、日本弁護士連合会が前条第二項に規定する異議の申出につき同条第五項の規定によりこれを却下し、又は棄却する決定をした場合において、不服があるときは、日本弁護士連合会に、綱紀審査会による綱紀審査を行うことを申し出ることができる。この場合において、日本弁護士連合会は、綱紀審査会に綱紀審査を求めなければならない。

2 前項の規定による綱紀審査の申出は、日本弁護士連合会がした当該異議の申出を却下し、又は棄却する決定に係る第六十四条の七第二項第六号の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内になければならない。

3 第六十四条第三項の規定は、前項の綱紀審査の申出に準用する。

(綱紀審査等)

第六十四条の四 綱紀審査会は、前条第一項の綱紀審査により原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この議決は、出席した委員の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

2 前項の場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、自らがした異議の申出を却下し、又は棄却する決定及び原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

3 前項の規定により事案の送付を受けた原弁護士会は、その懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない。この場合においては、第五十八条第五項及び第六項の規定を準用す

る。

4 綱紀審査会は、綱紀審査の申出を不適法として却下することを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、綱紀審査の申出を却下する決定をしなければならない。

5 綱紀審査会は、前項の場合を除き、第一項の議決が得られなかったときは、その旨の議決をしなければならない。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、綱紀審査の申出を棄却する決定をしなければならない。

(日本弁護士連合会の懲戒委員会による異議の審査等)

第六十四条の五 日本弁護士連合会は、第六十四条第一項の規定による異議の申出があり、当該事案が原弁護士会の懲戒委員会の審査に付されたものであるときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に異議の審査を求めなければならない。

2 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会が第五十八条第六項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたことについての異議の申出につき、前項の異議の審査により対象弁護士等を懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消し、自ら対象弁護士等を懲戒しなければならない。

3 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについての異議の申出につき、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会に対し、速やかに

懲戒の手続を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じなければならない。

4 日本弁護士連合会の懲戒委員会、原弁護士会がした懲戒の処分が不当に軽いとする異議の申出につき、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、懲戒の処分を変更することを相当とする旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会がした懲戒の処分を取り消し、自ら対象弁護士等を懲戒しなければならない。

5 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、異議の申出を不適法として却下し、又は理由がないとして棄却することを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしなければならない。

(懲戒の処分の通知及び公告)
第六十四条の六 弁護士会又は日本弁護士連合会は、対象弁護士等を懲戒するときは、対象弁護士等に懲戒の処分の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

2 弁護士会又は日本弁護士連合会は、対象弁護士等を懲戒したときは、速やかに、弁護士会にあつては懲戒請求者、懲戒の手続に付された弁護士法人の他の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に、日本弁護士連合会にあつては懲戒請求者及び対象弁護士等の所属弁護士会に、懲戒の処分の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 日本弁護士連合会は、弁護士会又は日本弁護士連合会が対象弁護士等を懲戒したときは、遅滞なく、懲戒の処分の内容を官報をもつて公告しなければならない。
(懲戒の手続に関する通知)

第六十四条の七 弁護士会は、その懲戒の手続

に關し、次の各号に掲げる場合には、速やかに、対象弁護士等、懲戒請求者、懲戒の手続に付された弁護士法人の他の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に、当該各号に定める事項を書面により通知しなければならない。

一 網紀委員会に事案の調査を求めたとき又は懲戒委員会に事案の審査を求めたときその旨及び事案の内容

二 対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき その旨及びその理由

三 懲戒委員会又はその部会が、同一の事由について刑事訴訟が係属していることにより懲戒の手続を中止したとき又はその手続を再開したとき その旨

四 懲戒の手続に付された弁護士が死亡したこと又は弁護士でなくなつたことにより懲戒の手続が終了したとき その旨及びその理由

2 日本弁護士連合会は、その懲戒の手続に關し、次の各号に掲げる場合には、速やかに、対象弁護士等、懲戒請求者及び対象弁護士等の所属弁護士会に、当該各号に定める事項を書面により通知しなければならない。

一 網紀委員会に事案の調査を求めたとき又は懲戒委員会に事案の審査を求めたときその旨及び事案の内容

二 対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき その旨及びその理由

三 網紀委員会に異議の審査を求めたとき、網紀審査会に網紀審査を求めたとき又は懲戒委員会に異議の審査を求めたとき その旨

四 第六十四条の二第二項又は第六十四条の四第二項の規定により原弁護士会に事案を送付したとき その旨及びその理由

五 原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じたとき その旨及びその理由

六 異議の申出を却下し、又は棄却する決定をしたとき その旨及びその理由

七 網紀審査の申出を却下し、又は棄却する決定をしたとき その旨及びその理由

八 懲戒委員会又はその部会が、同一の事由について刑事訴訟が係属していることにより懲戒の手続を中止したとき又はその手続を再開したとき その旨

九 懲戒の手続に付された弁護士が死亡したこと又は弁護士でなくなつたことにより懲戒の手続が終了したとき その旨及びその理由

第六十五条の見出し中「及び機能」を削り、同条第二項中「請求」を「求め」に改め、第九章中同条の前に次の節名を付する。

第三節 懲戒委員会

第六十六条第一項中「委員長及び委員若干人」を「四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会則で定める数の委員」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条の次に次の四条を加える。

(懲戒委員会の委員)
第六十六条の二 弁護士会の懲戒委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ弁護士会の会長が委嘱する。この場合において、裁判官又は検察官である委員はその地の高等裁判所若しくは地方裁判所又は高等検察庁検事長若しくは地方検察庁検事正の推薦に基づき、その他の委員はその弁護士会の総会の決議に基づき、委嘱しなければならない。

2 日本弁護士連合会の懲戒委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ日本弁護士連合会の会長が委嘱する。この場合において、裁判官又は検察官である委員は最高裁判所又は検事総長の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の総会の決議に基づき、委嘱しなければならない。

3 懲戒委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 懲戒委員会の委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(懲戒委員会の委員長)
第六十六条の三 懲戒委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ懲戒委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。

4 前条第四項の規定は、委員長に準用する。
(懲戒委員会の予備委員)
第六十六条の四 懲戒委員会に、四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会則で定める数の予備委員を置く。

2 委員に事故のあるときは又は委員が欠けたときは、弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長は、その委員と同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を指名する。

3 第六十六条の二の規定は、予備委員に準用する。

(懲戒委員会の部会)
第六十六条の五 懲戒委員会は、事案の審査をするため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者である委員各一人以上をもつて組織する。

3 部会に部会長を置き、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長に事故のあるときは、あらかじめ部会の定める順序により、他の委員が部会長の職務を行う。

5 懲戒委員会は、その定めるところにより、部会が審査をした事案については、部会の議決をもつて委員会の議決とすることができ

る。

第六十七条第一項中「懲戒委員会は、」の下に「『事案の』を加え、「審査を受ける弁護士又は弁護士法人」を「対象弁護士等」に改め、同条第二項ただし書中「ただし」を「この場合において、その弁護士又は弁護士法人の社員は」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等、懲戒請求者、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

第六十七条の次に次の一条を加える。

(懲戒委員会の議決書)

第六十七条の二 懲戒委員会は、議決をしたときは、速やかに、理由を付した議決書を作成しなければならない。

第六十九条を次のように改める。

(懲戒委員会の部会に関する準用規定)

第六十九条 前三条の規定は、懲戒委員会の部会に準用する。

第六十九条の次に次の節名を付する。

第四節 網紀委員会

第七十条の見出し中「及び機能等」を削り、同条第一項中「各弁護士会」を「各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ」に改め、同条第二項中「網紀委員会」を「弁護士会の網紀委員会」に改め、「第五十八条第二項」の下に「及び第七十一条の六第二項」を加え、「の会員」を「所属の弁護士及び弁護士法人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 日本弁護士連合会の網紀委員会は、第六十条第二項及び第七十一条の六第二項の調査並びに第六十四条の二第一項の異議の審査その他弁護士及び弁護士法人の網紀保持に関する事項をつかさどる。

第七十条の次に次の八条及び節名を加える。

(網紀委員会の組織)

第七十条の二 網紀委員会は、四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合

会の会則で定める数の委員をもつて組織する。

(網紀委員会の委員)

第七十条の三 弁護士の網紀委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ弁護士会の会長が委嘱する。この場合においては、第六十六条の二第二項後段の規定を準用する。

2 日本弁護士連合会の網紀委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ日本弁護士連合会の会長が委嘱する。この場合においては、第六十六条の二第二項後段の規定を準用する。

3 網紀委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 網紀委員会の委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(網紀委員会の委員長)

第七十条の四 網紀委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ網紀委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。

4 前条第四項の規定は、委員長に準用する。

(網紀委員会の予備委員)

第七十条の五 網紀委員会に、四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会則で定める数の予備委員を置く。

2 委員に事故のあるときは又は委員が欠けたときは、弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長は、その委員と同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を指名する。

3 第七十条の三の規定は、予備委員に準用する。

(網紀委員会の部会)

第七十条の六 網紀委員会は、事案の調査又は

審査をするため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者である委員各一人以上をもつて組織する。

3 部会に部長を置き、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。

4 部長に事故のあるときは、あらかじめ部会の定める順序により、他の委員が部長の職務を行う。

5 網紀委員会は、その定めるところにより、部会が調査又は審査をした事案については、部会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

(網紀委員会による陳述の要求等)

第七十条の七 網紀委員会は、調査又は審査に關し必要があるときは、対象弁護士等、懲戒請求者、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

(網紀委員会の議決書)

第七十条の八 網紀委員会は、議決をしたときは、速やかに、理由を付した議決書を作成しなければならない。

(網紀委員会の部会に関する準用規定)

第七十条の九 前二条の規定は、網紀委員会の部会に準用する。

第五節 網紀審査会

第七十一条を次のように改める。

(網紀審査会の設置)

第七十一条 日本弁護士連合会に網紀審査会を置く。

2 網紀審査会は、弁護士会が第五十八条第四項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をし、かつ、日本弁護士連合会がこれに対する懲戒請求者による異議の申出を却下し、又は棄却する決定をした場合において、なお懲戒請求者からの申出があるときに、国民の意見を反映させて懲戒の手続の適正を確

保するため必要な網紀審査を行う。
第九章中第七十一条の次に次の六条を加える。

(網紀審査会の組織)

第七十一条の二 網紀審査会は、委員十一人をもつて組織する。

(網紀審査会の委員)

第七十一条の三 網紀審査会の委員は、学識経験のある者、弁護士、裁判官若しくは検察官である者又はこれらであつた者を除く。の中から、日本弁護士連合会の会長が日本弁護士連合会の総会の決議に基づき、委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(網紀審査会の委員長)

第七十一条の四 網紀審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ網紀審査会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。

4 前条第三項の規定は、委員長に準用する。

(網紀審査会の予備委員)

第七十一条の五 網紀審査会に、日本弁護士連合会の会則で定める数の予備委員を置く。

2 委員に事故のあるときは又は委員が欠けたときは、日本弁護士連合会の会長は、予備委員の中からその代理をする者を指名する。

3 第七十一条の三の規定は、予備委員に準用する。

(網紀審査会による陳述の要求等)

第七十一条の六 網紀審査会は、網紀審査に關し必要があるときは、対象弁護士等、懲戒請求者、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 網紀審査会は、網紀審査に關し必要があるときは、対象弁護士等の所属弁護士会の網紀委員会又は日本弁護士連合会の網紀委員会に必要調査を囑託することができる。

(網紀審査会の議決書)

第七十一条の七 網紀審査会は、議決をしたときは、速やかに、理由を付した議決書を作成しなければならない。

「第九章 懲戒委員会及び網紀委員会」を削る。

第十章の章名中「取扱に關する取締」を「取扱に關する取締り」に改める。

第七十二条ただし書中「法律」の下に「又は他の法律」を加える。

第十章を第九章とする。

第七十五条の見出し中「虚偽登録」を「虚偽登録等」に改め、同条第二項中「前項の未遂罪を」を「前二項の罪の未遂は、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五条の三第一項の規定による申請において、第五条の二第一項に規定する職務に従事した期間及びその職務の内容その他の重要な事項につき虚偽の申請をして、法務大臣に同項の認定をさせた者も、前項と同様とする。

第十一章を第十章とする。

第八十三条中「第六条」を「第七条」に、「まづ消」を「抹消」に改める。

(外国弁護士による法律事務の取扱に關する特別措置法の一部改正)

第八条 外国弁護士による法律事務の取扱に關する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 弁護士法人 弁護士法の規定による弁護士法人をいう。

第二条に次の一号を加える。

十五 外国法共同事業 外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その

他の継続的な契約により、共同して行う事業であつて、法律事務を行うことを目的とするものをいう。

第八条中「第六条」を「第七条」に改める。

第十条第一項第二号八中「第六条第三号」を「第七条第三号」に改める。

第十四条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第六条各号」を「第七条各号」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改める。

第二十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 外国法事務弁護士の営利業務の届出及び営利業務従事外国法事務弁護士名簿に關する規定

第二十六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第六条第三号」を「第七条第三号」に改める。

第三十条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第六条各号」を「第七条各号」に改める。

第四十五条第三項中「外国法事務弁護士は」の下に「外国法事務弁護士」を加え、「その弁護士」を「その外国法事務弁護士、弁護士」に改める。

第四十九条及び第四十九条の二を次のように改める。

(権限外法律事務の取扱に關するの雇用關係に基づく業務上の命令の禁止等)

第四十九条 外国法事務弁護士であつて弁護士又は外国法事務弁護士を雇用するものは、自己の第三条及び第五条から第五条の三までに規定する業務の範囲を超える法律事務(以下「権限外法律事務」という。)の取扱に關して、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に對し、雇用關係に基づく業務上の命令をしてはならない。

2 前項の規定に違反してされた命令を受け、使用者である外国法事務弁護士が権限外

法律事務を行うことに關与した弁護士又は外国法事務弁護士は、これが雇用關係に基づく業務上の命令に従つたものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができる。

3 外国法事務弁護士であつて弁護士又は外国法事務弁護士を雇用するものは、第一項に規定するもののほか、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であつて当該使用者である外国法事務弁護士の権限外法律事務に當たるものの取扱に關して、不当な關与をしてはならない。

(外国法共同事業における不当關与の禁止)

第四十九条の二 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に當たるものの取扱に關して、不当な關与をしてはならない。

第四十九条の三の見出し中「特定共同事業」を「弁護士法の雇用及び外国法共同事業」に改め、同条第一項中「特定共同事業」を「弁護士を雇用しようとするとき又は外国法共同事業を」に、「当該特定共同事業に係る弁護士の氏名及び事務所、当該特定共同事業に係る法律事務の範囲」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該雇用に係る弁護士の氏名及び事務所

二 当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲

第四十九条の三第三項中「特定共同事業に係る」を「外国法共同事業において行う」に改め、同条第五項中「特定共同事業」を「弁護士を雇用すること又は外国法共同事業」に改め、同条第七項中「特定共同事業」を「雇用若しくは外国法共同事業」に改め、「係る弁護士」の下に「又は当該外国法共同事業に係る弁護士法人」を加える。

人」を加える。

第四十九条の四の見出し中「特定共同事業」を「外国法共同事業」に改め、同条中「規定による」を「規定により外国法共同事業に係る」に改め、「外国法事務弁護士は」の下に「次条の規定によりその事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字を使用する場合を除き」を加え、「特定共同事業」を「外国法共同事業」に改め、「係る弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(外国法共同事業に係る事務所の名称の特例)

第四十九条の五 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の事務所については、当該外国法事務弁護士が当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人と事務所(弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。以下この条において同じ。)を共にし、かつ、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けない場合であつて、その弁護士又は弁護士法人の事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、第四十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これと同一の名称を使用することができる。

第五十条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第三十条第二項及び第四項中「営利業務従事外国法事務弁護士名簿」とあるのは、「営利業務従事外国法事務弁護士名簿」と読み替へるものとする。

第五十三条の見出しを「懲戒の手続」に改め、同条第二項及び第三項中「あつたときは」の下に「懲戒の手続に付し」を加え、同条第六項を削り、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 弁護士会の網紀委員会及び外国法事務弁護士網紀委員会は、調査に關し必要があるときは、懲戒の手続に付された外国法事務弁護士、第一項の請求をした者、關係人及び官公署その他に對して陳述、説明又は資料の提出

を求めることができる。

6 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士を懲戒するときは、当該外国法事務弁護士に懲戒の処分内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

7 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士を懲戒したときは、遅滞なく、懲戒の処分の内容を官報をもつて公告しなければならない。

第五十四条中「第六十三条」を「第六十二条」に改め、「規定は懲戒」の下に「の手續」を加え、「第六十四条」を「第六十三条」に、「懲戒手續」を「懲戒の手續」に改める。

第五十六条第六項中「第五十三条第三項」を「第六十六条の四第二項」に、「同条第三項中「会長」を「同条第二項中「弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 弁護士法第六十六条の二第四項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長、委員及び予備委員について、同法第六十六条の三第二項及び第三項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長について準用する。

第五十七條を次のように改める。

(審査手續)
第五十七條 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査を求められたときは、速やかに、審査の期日を定め、懲戒の手續に付された外国法事務弁護士にその旨を通知しなければならない。

2 審査を受ける外国法事務弁護士は、審査期日に出席し、かつ、陳述することができる。この場合において、その外国法事務弁護士は、委員長の指揮に従わなければならない。

3 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査に關し必要があるときは、懲戒の手續に付された外国法事務弁護士、第五十三条第一項の請求をした者、同条第二項の請求をした弁護士、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

4 弁護士法第六十七条の二及び第六十八条の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の審査手續について準用する。

第五十八條第八項中「第五十三条第三項」を「第七十条の五第二項」に、「同条第三項中「会長」を「同条第二項中「弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 弁護士法第七十条の三第四項の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員長、委員及び予備委員について、同法第七十条の四第二項及び第三項の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員長について準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六條、第十一條及び第十二條の規定 公布の日

二 第三條(民事訴訟費用等に関する法律第四條第二項及び第七條の改正規定を除く。)及び第二章並びに附則第三條から第五條までの規定 平成十六年一月一日

三 第八條(外国弁護士による法律事務の取扱に關する特別措置法第八條、第十條、第十四條、第二十二條、第二十六條、第三十條、第五十條、第五十三條、第五十四條及び第五十六條から第五十八條までの改正規定を除く。)及び附則第十三條第二項の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(簡易裁判所の管轄の拡大に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、第一条の規定による改正後の裁判所法第三十三條第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に司法書士又は司法書士法人がした

司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三條第二項に規定する簡易訴訟代理関係業務の範囲を超える行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額に關する経過措置)
第三条 第三条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律(以下「新費用法」という。)第二条の規定は、次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に定める日(以下「一部施行日」という。)以後に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用について適用し、一部施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用については、なお従前の例による。

2 新費用法第二条第四号及び第五号の規定は、当事者等(当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。)又はその代理人(法定代理人及び特別代理人を除く。)が一部施行日以後に行う期日への出頭及び一部施行日以後に出発する旅行について適用し、一部施行日前に行つた期日への出頭及び一部施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(過納手数料の還付に關する経過措置)
第四条 新費用法第九条第三項の規定は、一部施行日以後にされた同項各号に掲げる申立てに係る手数料の還付について適用し、一部施行日前にされたこれらの申立てに係る手数料の還付については、なお従前の例による。

(第三債務者の供託の費用の請求等に関する経過措置)
第五条 新費用法第二十八條の二の規定は、次項に定めるものを除き、一部施行日以後にされた第三債務者の供託について適用し、一部施行日前にされた第三債務者の供託については、なお従前の例による。

2 新費用法第二十八條の二第一項第一号の規定は、一部施行日以後に出発する供託のための旅行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例による。

行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例による。

(弁護士の営利業務の届出に關する経過措置)
第六条 施行日前に第七條の規定による改正前の弁護士法(以下「旧弁護士法」という。)第三十条第三項の許可を受けて営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役、執行役若しくは使用人となつてゐる弁護士は、施行日において引き続きその業務を営み、又はその地位にあるときは、施行日前に、第七條の規定による改正後の弁護士法(以下「新弁護士法」という。)第三十条第一項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に規定する事項を、所属弁護士会に届け出ることができ。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を所属弁護士会に届け出なければならない。施行日前に届出に係る業務を廃止し、又は届出に係る地位を失つたときも、同様とする。

3 前二項の規定による届出のあつた事項については、施行日に新弁護士法第三十条第一項の規定による届出があつたものとみなす。ただし、前項後段の規定による届出があつたものについては、この限りでない。

(弁護士等の懲戒の事由に關する経過措置)
第七条 施行日前に弁護士が旧弁護士法第三十条の規定に違反したときは、その弁護士の所属弁護士会又は日本弁護士連合会は、施行日以後も、当該事実に基づきその弁護士を懲戒することができる。

(弁護士等の懲戒の手續に關する経過措置の原則)
第八条 弁護士及び弁護士法人に対する懲戒の手續については、次條に定めるものを除き、施行日前に懲戒の請求があり、又は懲戒の手續が開始された事実についても新弁護士法の規定を適用する。

用する。ただし、旧弁護士法の規定により生じた効力を妨げない。

(弁護士等の懲戒の手續に関する経過措置の特則)

第九条 施行日前に旧弁護士法第六十一条第一項の規定による異議の申出がなされた事案に係る懲戒の手續については、新弁護士法第六十四条の六及び第六十四条の七の規定を除き、なお従前の例による。

2 新弁護士法第六十四条の六第二項及び第三項の規定は、施行日前に弁護士会又は日本弁護士連合会がした懲戒の処分については、適用しない。

3 新弁護士法第六十四条の七の規定は、同条第一項各号又は第二項各号に規定する通知の事由が施行日前に生じた場合については、適用しない。

4 施行日前に弁護士会が弁護士若しくは弁護士法人を懲戒しない旨の決定をし、又はこれを懲戒した場合において、その弁護士又は弁護士法人に対する懲戒の請求をした者が施行日以後にこれについての異議の申出をするときは、その異議の申出は、その懲戒の請求をした者が当該弁護士会からその弁護士若しくは弁護士法人を懲戒しない旨の決定をし、又はこれを懲戒したこととの通知を受けた日(通知を受けた日が施行日前である場合は、施行日)の翌日から起算して六十日以内になければならない。

5 新弁護士法第六十四条第三項の規定は、前項の異議の申出に準用する。

(日本弁護士連合会の綱紀委員会等の委員の任期に関する特例)

第十条 施行日以後最初に委嘱される日本弁護士連合会の綱紀委員会委員の任期は、新弁護士法第七十条の三第三項の規定にかかわらず、日本弁護士連合会の総会の決議の定めるところにより、当該委員の総数の半数(当該委員の総数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数)については、一年と

する。

2 施行日以後最初に委嘱される綱紀審査会の委員の任期は、新弁護士法第七十一条の三第二項の規定にかかわらず、日本弁護士連合会の総会の決議の定めるところにより、そのうち五人については、一年とする。

(綱紀委員会等の委員等の委嘱の手續に関する特例)

第十一条 新弁護士法第七十条の三第二項(これらの規定を新弁護士法第七十条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定による綱紀審査会の委員及び予備委員の委嘱のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(外国法事務弁護士の営利業務の届出に関する経過措置)

第十二条 施行日前に第八条の規定による改正前の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「旧外弁法」という。)第五十条第一項において準用する旧弁護士法第三十条第三項の許可を受けて営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役、執行役若しくは使用人となっている外国法事務弁護士は、施行日において引き続きその業務を営み、又はその地位にあるとするときは、施行日前に、第八条の規定による改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「新外弁法」という。)第五十条第一項において準用する新弁護士法第三十条第一項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に規定する事項を、所属弁護士会に届け出ることができ

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を所属弁護士会に届け出なければならない。施行日前に届出に係る業務を廃止し、又は

届出に係る地位を失ったときも、同様とする。

3 前二項の規定による届出のあった事項については、施行日に新外弁法第五十条第一項において準用する新弁護士法第三十条第一項の規定による届出があったものとみなす。ただし、前項後段の規定による届出があったものについては、この限りでない。

(外国法事務弁護士の懲戒の処分に関する経過措置)

第十三条 施行日前に外国法事務弁護士が旧外弁法第五十条第一項の規定において準用する旧弁護士法第三十条の規定に違反したことによる懲戒の処分については、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号に定める日前に外国法事務弁護士が旧外弁法第四十五条及び第四十九条から第四十九条の四までの規定に違反したことによる懲戒の処分については、なお従前の例による。

(外国法事務弁護士の懲戒の手續に関する経過措置)

第十四条 新外弁法第五十三条第七項の規定は、施行日前に日本弁護士連合会がした懲戒の処分については、適用しない。

(民事調停法の一部改正)

第十五条 民事調停法の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第五項第一号中「第六条各号」を「第七条各号」に改める。

(家事審判法の一部改正)

第十六条 家事審判法の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第五項第一号中「第六条各号」を「第七条各号」に改める。

(弁護士法第五号第三号に規定する大学を定める法律の一部改正)

第十七条 弁護士法第五号第三号に規定する大学を定める法律(昭和二十五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一項第二号ロ」に改める。

(税理士法の一部を改正する法律の一部改正)
第十八条 税理士法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「この法律による改正後の弁理士法第五号第三号、公認会計士法第四号第七号、弁護士法第六号第三号及び第十二号第一項第二号並びに司法書士法第三号第五号」を「弁護士法第七号第三号及び第十二号第一項第二号」に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十九条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第十三号中「第十一章」を「第十章」に改める。

理由

司法制度改革の一環として、民事訴訟事件についての簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備、弁護士から任命される民事調停官及び家事調停官が裁判官の権限と同等の権限をもって調停手続を主宰する制度の創設並びに司法試験合格後に所定の法律関係事務に従事し、かつ、所定の研修を修了した者等に対する弁護士資格の付与、弁護士の綱紀・懲戒制度の整備、外国法事務弁護士についての弁護士の雇用及び弁護士との共同事業等に関する規制の緩和等弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。